

第3次みさと

こどもにこにこプラン

三郷市こども計画

令和7年度～令和11年度（2025年度～2029年度）



埼玉県 三郷市



ご挨拶

令和5年4月、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す「こども基本法」が施行され、こども家庭庁が発足するなど、社会全体でこども・子育て世帯を応援する機運が高まっています。

一方で、令和5年の出生数は75万人、合計特殊出生率は1.20となるなど、依然として社会全体として少子化が進んでいる状況にあります。

本市では平成27年に第1次みさとこどもにこにこプラン、令和2年に第2次プランを策定し、これまで、こども・子育て施策を総合的かつ計画的に進めるとともに、令和5年9月には「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行い、こどもと子育てに優しいまちづくりをより一層、推進していくことを表明しました。

このたび、第2次プランの計画期間が満了となることから、令和7年度からの5年間を計画期間とする、「第3次みさとこどもにこにこプラン」を策定いたしました。

本計画は、前計画の基本理念である「子どもと子育てを地域で支える ふれあいのまち みさと」を継承しながら、「こども・若者の権利と安心安全を社会で守る」「こども・若者の教育と社会的成長を促進する」「親子・若者の健康と子育てを応援する」の3つの基本目標を掲げ、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期に加え、今計画からは「こども・若者計画」を抱合し、青年期までを含めた切れ目のない、こども・子育て施策を目指しております。

今後も、本市の将来都市像である「きらりとひかる田園都市みさと～人にも企業にも選ばれる魅力的なまち～」の実現に向け、市民の皆様と力を合わせ、こども・子育て施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご審議を賜りました三郷市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査、パブリック・コメント等を通じて多くの貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係者の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和7年3月



三郷市長 木津雅晟

<目次>

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
(1) 関連法令や計画との関係	3
(2) 計画の対象	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	5
(1) 計画策定委員会	5
(2) アンケート調査による市民ニーズの把握	5
(3) パブリック・コメントによる計画内容の意見募集	6
第2章 三郷市の状況	7
1 人口・世帯の推移	8
(1) 三郷市の人口	8
(2) 三郷市の世帯数	9
2 婚姻・出産・就業等の推移	10
(1) 未婚率	10
(2) 合計特殊出生率	11
(3) 女性就業率	12
3 児童・生徒数の推移	13
(1) 保育所入所申込児童数、入所児童数、待機児童数の推移	13
(2) 幼稚園入園児童数	16
(3) 学校の児童・生徒数	17
4 アンケート調査結果	19
(1) 調査の概要	19
(2) 調査結果	20
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	28
2 基本目標	28
3 SDGs の推進	29
第4章 量の見込み、確保方策	31
1 事業の提供区域の設定	32
(1) 乳幼児期の学校教育・保育提供区域（3区域）	32
(2) 母子保健地区活動区域（6区域）	32
(3) 小学校区域（18区域）、中学校区域（8区域）	33
(4) 事業の特性から区域分けになじまないもの	33
2 量の見込み・確保方策	34
(1) 基本的な考え方	34
(2) 乳幼児期の学校教育・保育事業の量の見込み及び確保方策	35
(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	37

第5章 施策の展開	55
1 施策の体系	56
基本目標1 こども・若者の権利と 安心安全を社会で守る	59
基本目標2 こども・若者の教育と 社会的成長を促進する	76
基本目標3 親子・若者の健康と 子育てを応援する	89
第6章 計画の推進	107
1 計画の進捗管理	108
第7章 一体とした計画	109
1 子ども・子育て支援事業計画	110
2 児童育成行動計画(母子保健を含む成育医療等に関する計画含む)	111
3 こども・若者計画	112
4 こどもの貧困対策計画	114
資料	117
1 各部事業一覧	118
2 こどもまんなか応援センター宣言	124
3 三郷市子ども・子育て会議条例	125
4 三郷市子ども・子育て会議	127
5 三郷市児童育成行動計画行政推進協議会規程	131
6 策定経過	133

第Ⅰ章 計画策定の概要

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置づけ
 - (1) 関連法令や計画との関係
 - (2) 計画の対象
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制
 - (1) 計画策定委員会
 - (2) アンケート調査による市民ニーズの把握
 - (3) パブリック・コメントによる計画内容の意見募集

| 計画策定の背景と趣旨

我が国では、晩婚化・未婚化が進行するとともに、少子化が急速に進行している現状があります。

国では出生数118万人、合計特殊出生率1.46を記録した1994年にエンゼルプランを打ち出し、明確な子育て支援の推進を始めました。

その後、2003年に少子化社会対策基本法が制定され、2005年に子ども・子育て応援プラン、2010年に子ども・子育てビジョンを打ち出すなど、数多くの施策を講じてきましたが、2023年では、出生数が75万人、合計特殊出生率が1.20と、少子化に歯止めがかかっていません。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多となるなど、こどもを取り巻く状況が深刻となっています。

このような中、子どもの権利が守られることが、少子化問題解決の糸口となるとの期待から、2023年4月1日に子ども家庭庁が設立され、子どもの権利を守る法律である「子ども基本法」が施行されました。次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子ども施策を総合的に推進することを目的とした法律です。同法第10条により、市町村には、国のことども大綱と都道府県ことども計画を勘案して、市町村ことども計画を策定する努力義務が課されました。

本市では、これまでも、誰もが安心して出産することができ、子どもが健やかに育まれる社会の実現は、われわれが取り組まなければならない最重要課題と捉え、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とする「第2次みさとこどもにこにこプラン」を策定し、妊娠期から出産、育児までの包括的な相談体制の整備や、地域における子育て支援拠点の整備等に積極的に取り組んできました。

この度、本市では「第2次みさとこどもにこにこプラン」の計画期間の終了に伴い、国の大綱や政策動向を踏まえた「第3次みさとこどもにこにこプラン」を「三郷市ことども計画」として策定し、より現状への理解を深め、子育て世帯だけでなく、若者や子ども自身の視野に立った施策を講じ、総合的、効果的に推進していきます。

市町村ことども計画と一体のものとして作成する計画

市町村ことども計画は、既存の各法令に基づくことども施策に関する市町村計画を一体のものとして作成することができます。

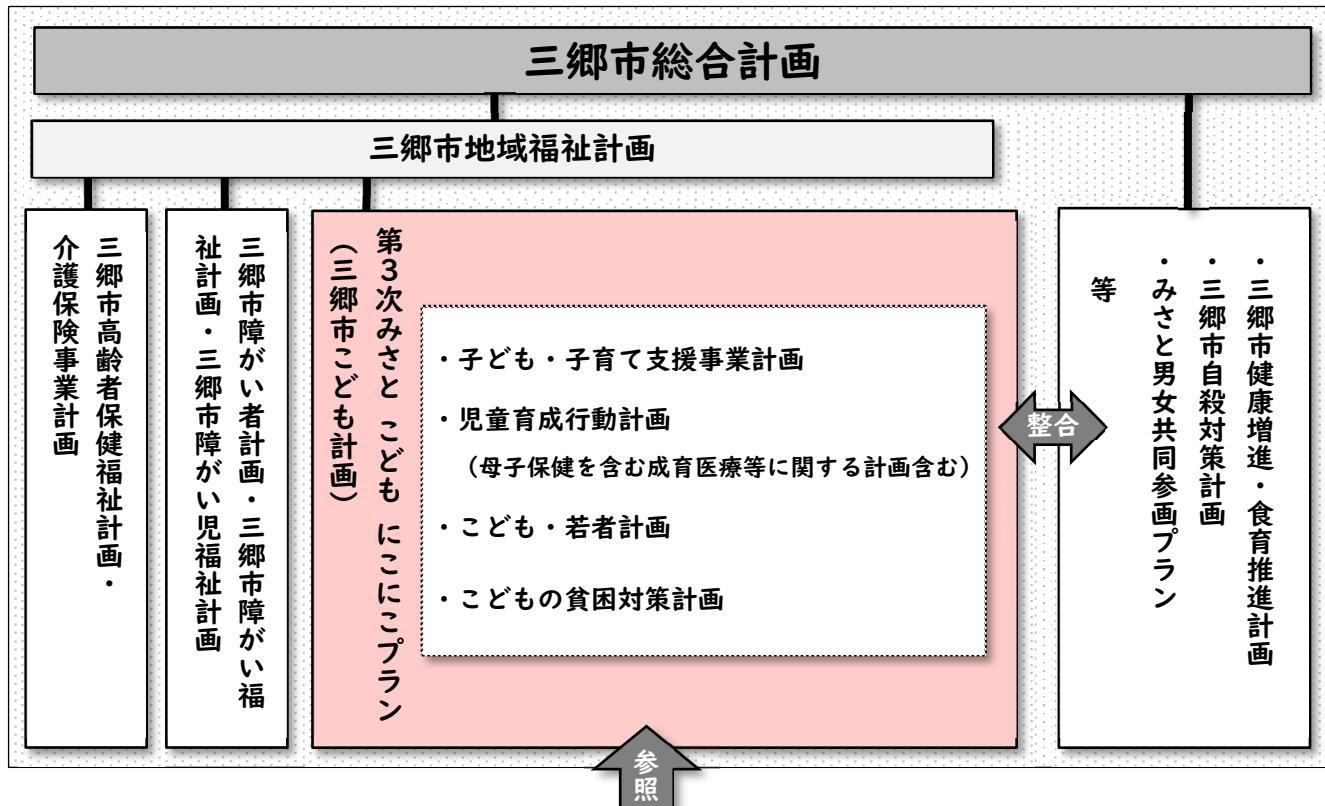
ことども大綱が既存のことども施策に関する各法令の大綱を一元化しており、これを勘案して作成した市町村ことども計画において各ことども施策を一体のものとして推進すること、住民にとって一層わかりやすいものとすること、事務負担の軽減を図ることなどが期待されています。

本市においても、本市が推進すべきことども・子育て施策として関連の深い「子ども・子育て支援事業計画」、「児童育成行動計画」、「ことども・若者計画」、「ことどもの貧困対策計画」を、「三郷市ことども計画」と位置づけ、一体として作成し、総合的に推進することとします。各計画の概要については、第7章に記載のとおりです。

2 計画の位置づけ

(1) 関連法令や計画との関係

「第3次みさとこどもにこにこプラン」は、「三郷市総合計画」の指針等に従い、また、関連する法令等に基づき他の計画等との調和を図るものとして、以下のとおり位置づけます。



主な根拠法令等	こども基本法	公布：令和4年6月
	子ども・若者育成支援推進法	公布：平成21年7月
	子ども・子育て支援法	公布：平成24年8月
	次世代育成支援対策推進法	公布：平成15年7月
	子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	公布：平成25年6月

(2) 計画の対象

本計画は、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応することを目指します。本計画の対象は、誕生前から乳幼児期、学童期、思春期、青年期のライフステージを設定し、主に概ね30歳未満までを対象とします。ただし、施策によっては、40歳未満までも対象とします。

ライフステージ	こども	若者	内容
乳幼児期	●		義務教育年齢に達するまで（小学校就学前まで）
学童期	●		小学生
思春期	●	●	中学生～概ね18歳未満まで
青年期		●	概ね18歳～30歳未満まで

3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

なお、計画期間中は、事業の評価などの進捗管理を行うとともに、社会経済等の状況の変化に応じて内容を見直していくものとします。

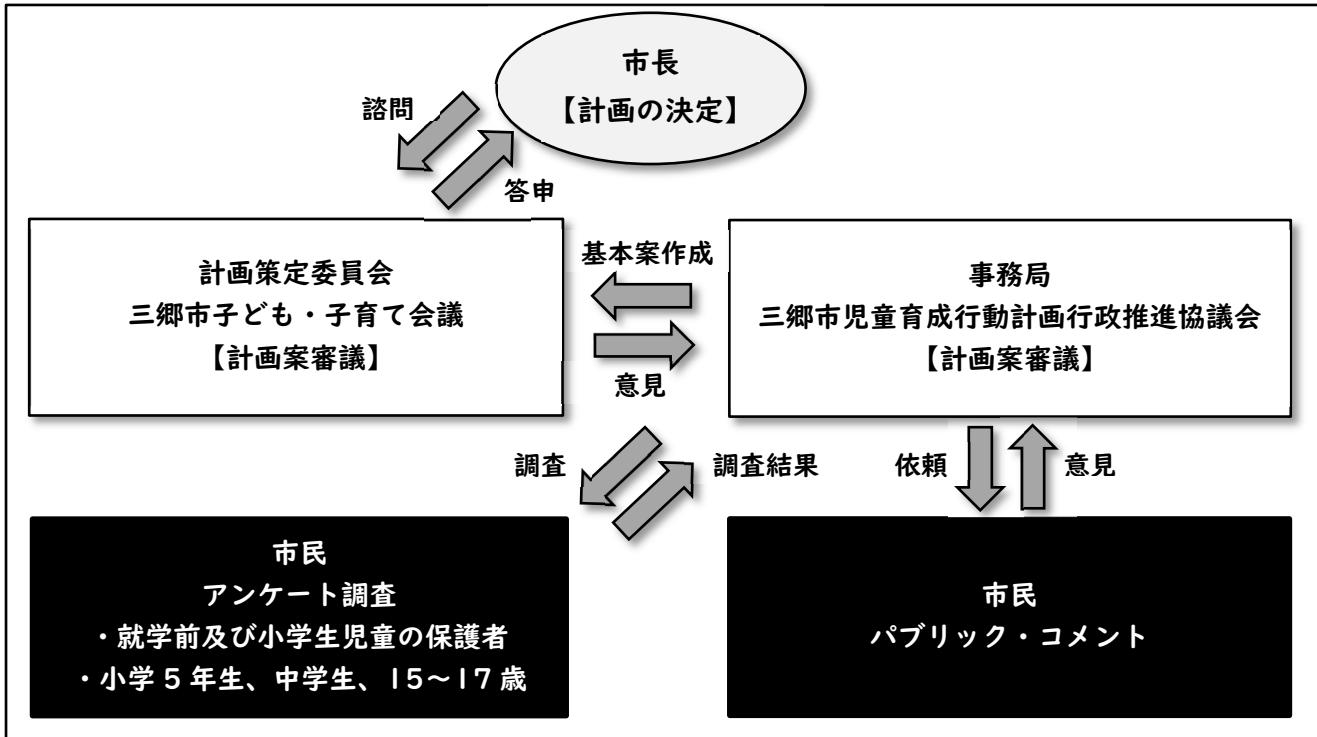
	令和2年 2020年	令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年	令和6年 2024年	令和7年 2025年	令和8年 2026年	令和9年 2027年	令和10年 2028年	令和11年 2029年
本計画										
第2次みさとこどもにこにこプラン (令和2年度～令和6年度)						第3次みさとこどもにこにこプラン (令和7年度～令和11年度)				

関連計画	第5次三郷市総合計画 (令和3年度～令和12年度)																			
	第4次三郷市地域福祉計画 (令和5年度～令和8年度)																			
	三郷市障がい者計画等 (令和6年度～令和8年度)																			
	三郷市高齢者保健福祉計画 等(令和6年度～令和8年度)																			
第2期三郷市健康増進・食育推進計画 「すこやかみさと」(平成29年度～令和6年度)																				
三郷市自殺対策計画 (令和元年度～令和6年度)																				
第5次みさと男女共同参画プラン (令和3年度～令和7年度)																				
第3期三郷市健康増進・食育推進・自殺対策計画 「すこやかみさと」 (令和7年度～令和19年度)																				

4 計画の策定体制

本計画の策定に当たって、就学前及び小学生児童の保護者、小学5年生、中学生、15～17歳を対象にしたアンケート調査並びに市民を対象にしたパブリック・コメントを実施しました。

関係所管課にて組織される「三郷市児童育成行動計画行政推進協議会」にて、施策の検討及び課題の洗い出しを行い、有識者や市民（公募）により組織される「三郷市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議を行いました。



(1) 計画策定委員会

本計画の策定に当たっては市民（公募）、保護者、事業主、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業従事者等から構成される「三郷市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

また、関係所管課により組織しました「三郷市児童育成行動計画行政推進協議会」において、子育て関連施策実施に際しての現状における課題を把握し、解決に向けた事業立案等の協議を行いました。

(2) アンケート調査による市民ニーズの把握

「第3次みさとこどもにこにこプラン」の策定に活用するため、教育・保育・子育て支援等に関する現在の利用状況やご意見ご要望、子どもの生活環境や抱える課題等を明らかにすることを目的として、就学前及び小学生児童の保護者、小学5年生、中学生、15～17歳を対象に、アンケート調査を実施しました。

(3) パブリック・コメントによる計画内容の意見募集

三郷市市民パブリック・コメント手続条例に基づき、令和6年12月から令和7年1月にかけて、三郷市公式ホームページの他、公共施設等において計画案を公表し、意見を募集しました。

募集期間	令和6年12月24日（火）～令和7年1月28日（火）
パブリック・コメント 設置場所	こども政策課（健康福祉会館3階）、市政情報コーナー（市役所4階）、文化会館、鷹野文化センター、東和東地区文化センター、彦成地区文化センター、高州地区文化センター、市立図書館、北部図書館、早稲田図書館、コミュニティセンター、瑞沼市民センター、ららほっとみさと、世代交流館ふれあいパーク、ピアラシティ交流センター、三郷中央におどりプラザ、希望の郷交流センター、市ホームページ
提出意見数等	2人 〔市ホームページ意見提出フォーム：1人 郵送：0人 持参：0人 FAX：1人 意見件数13件〕
主な意見	・計画書の表現・分かり易さなどについて 11件 ・障がい児への相談体制の整備について 1件 ・障がい児の現状と課題について 1件

第2章 三郷市の状況

- 1 人口・世帯の推移
 - (1) 三郷市の人口
 - (2) 三郷市の世帯数
- 2 婚姻・出産・就業等の推移
 - (1) 未婚率
 - (2) 合計特殊出生率
 - (3) 女性就業率
- 3 児童・生徒数の推移
 - (1) 保育所入所申込児童数、入所児童数、待機児童数の推移
 - (2) 幼稚園入園児童数
 - (3) 学校の児童・生徒数
- 4 アンケート調査結果
 - (1) 調査の概要
 - (2) 調査結果

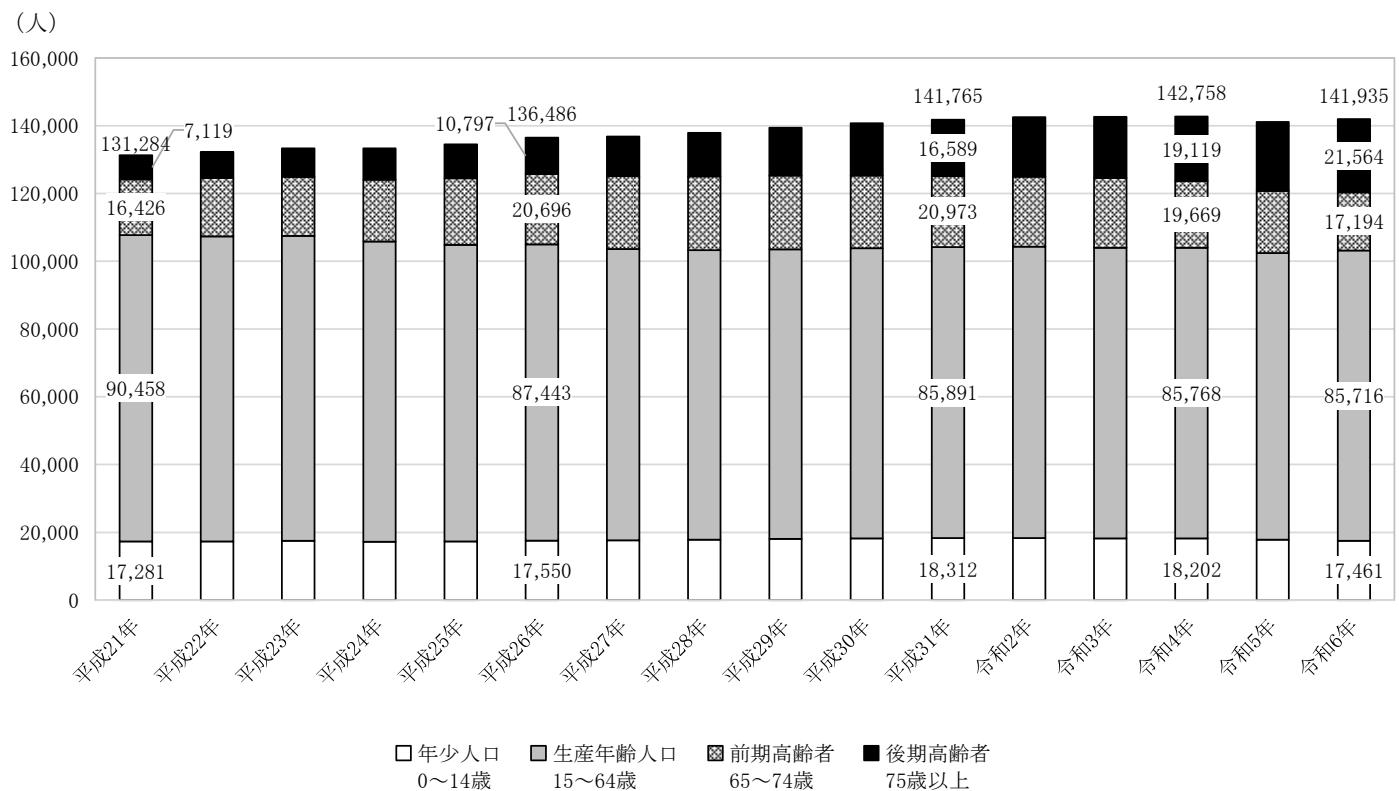
I 人口・世帯の推移

(I) 三郷市の人口

三郷市の人口は、令和4年までは年々増加傾向にあり、平成21年の総人口131,284人と比べてピークの令和4年では11,474人増加し142,758人でした。令和5年と令和6年は続けて微減となっているものの、令和6年は141,935人であり、15年前（平成21年）と比べると10,651人増加しています。

各年齢層別にみると、平成21年と比べて、年少人口と前期高齢者は微増、生産年齢人口は減少、後期高齢者は増加しています。

しかしながら、平成31年に年少人口は18,312人でピークとなり、令和6年では17,461人と、851人の減少となっています。

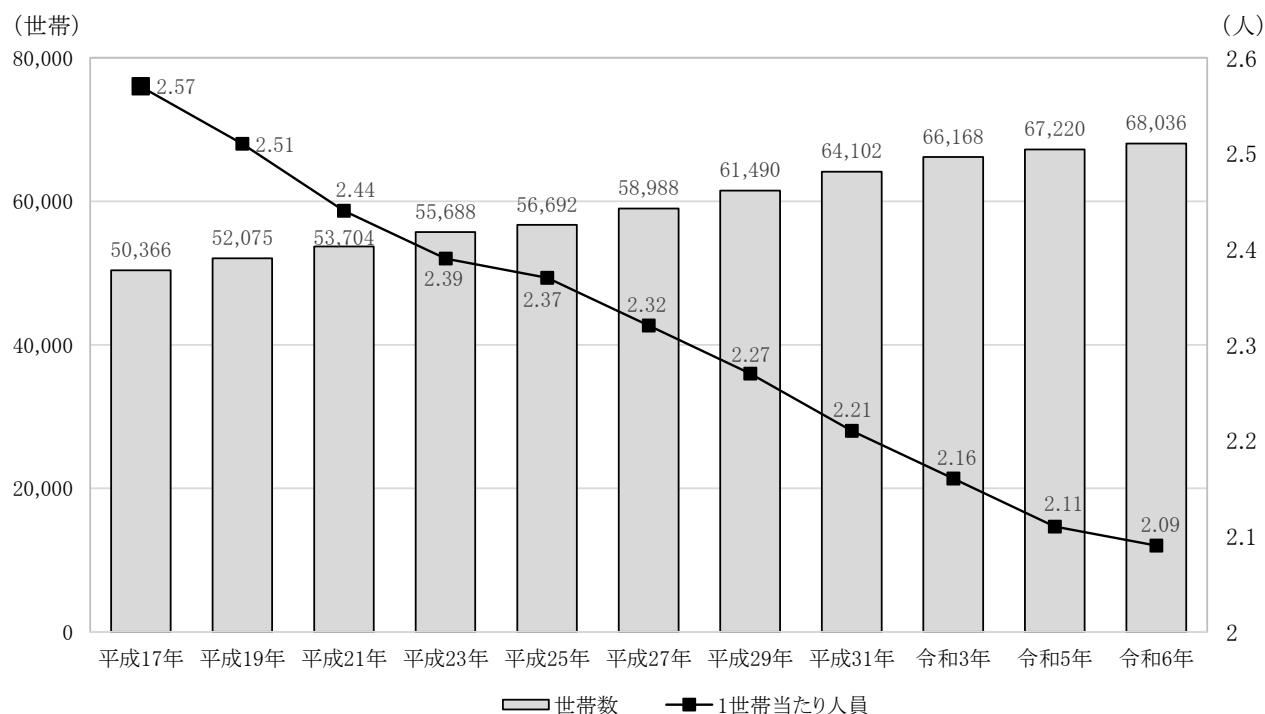


資料：住民基本台帳人口（4月1日現在）

(2) 三郷市の世帯数

三郷市の世帯数は、令和6年では68,036世帯と、平成17年の50,366世帯より17,670世帯増加しており、年々増加傾向にあります。

また、1世帯当たり人員は、令和6年では2.09人と、平成17年の2.57人より0.48人減少しており、年々減少傾向にあります。



	世帯数	1世帯当たり人員
平成17年	50,366世帯	2.57人
平成19年	52,075世帯	2.51人
平成21年	53,704世帯	2.44人
平成23年	55,688世帯	2.39人
平成25年	56,692世帯	2.37人
平成27年	58,988世帯	2.32人
平成29年	61,490世帯	2.27人
平成31年	64,102世帯	2.21人
令和3年	66,168世帯	2.16人
令和5年	67,220世帯	2.11人
令和6年	68,036世帯	2.09人

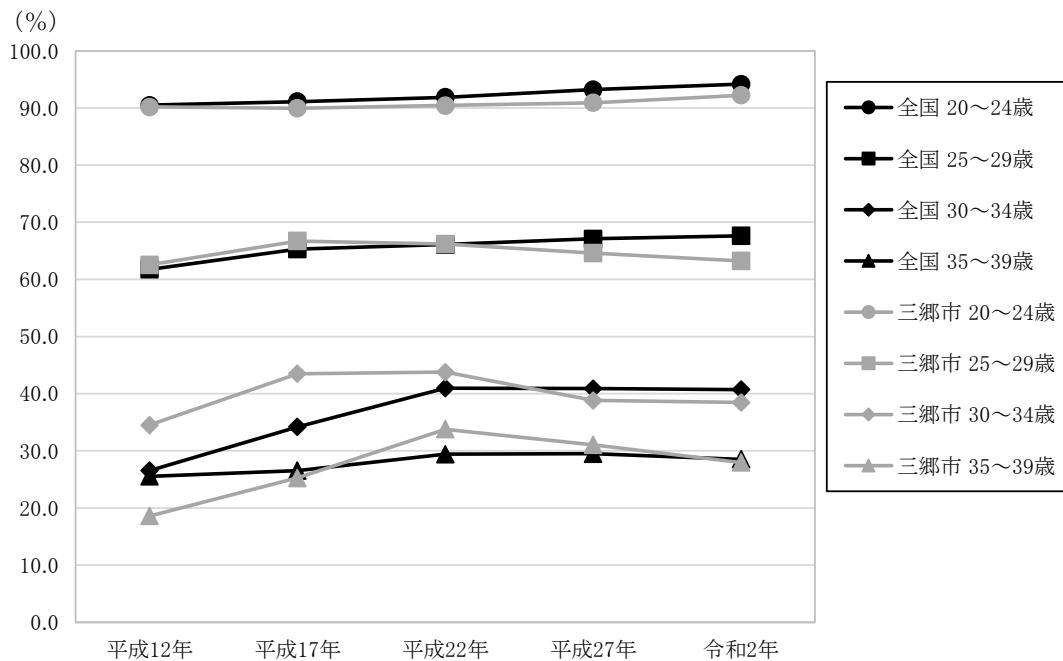
資料：みさと統計書（各年4月1日現在）

2 婚姻・出産・就業等の推移

(Ⅰ) 未婚率

全国の未婚率¹は、平成12年と比べると、全年齢層で増加傾向にあります。

近年の三郷市では、全国と比べて全年齢層で未婚率が低い傾向にあり、平成27年と比べても減少傾向となっています。



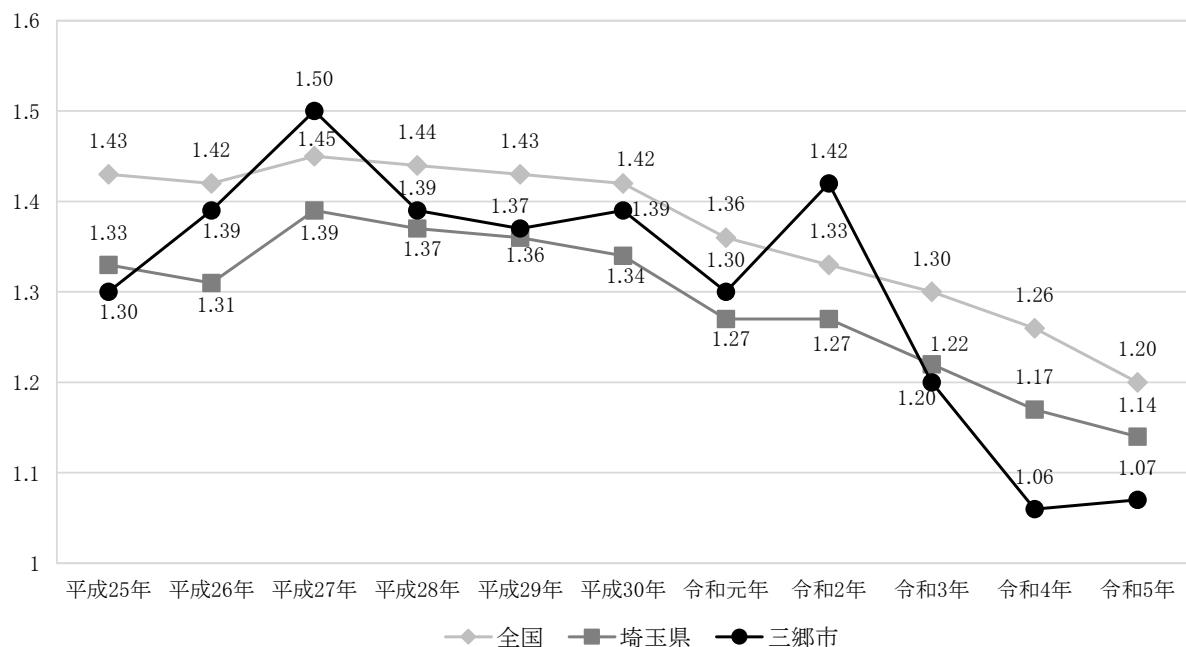
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

¹ 未婚率は、平成22年以降、配偶関係不詳の方を除き算出。

(2) 合計特殊出生率

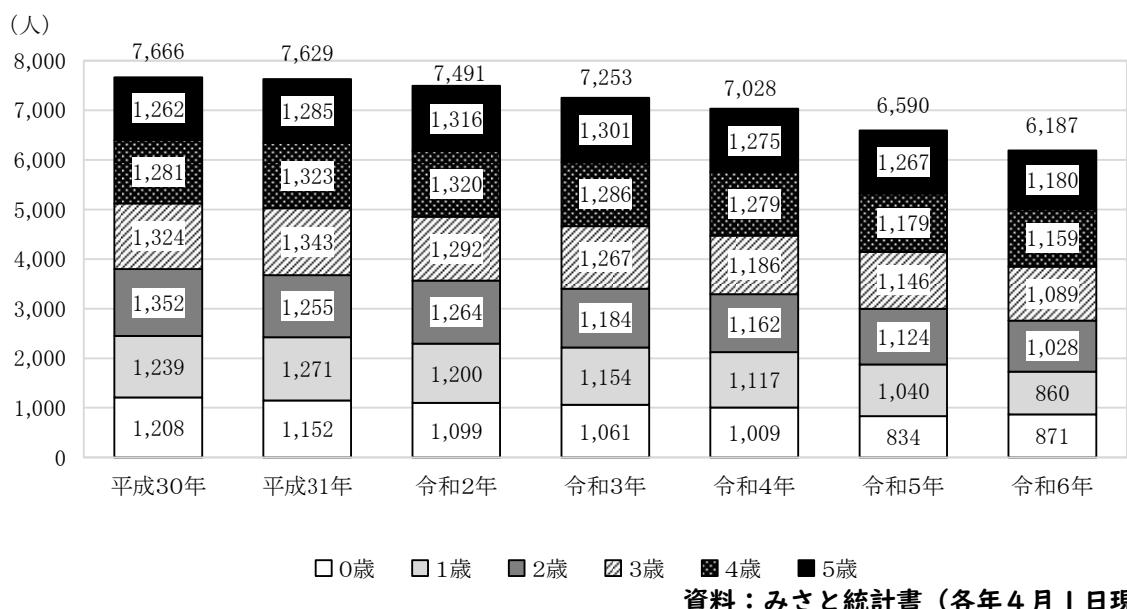
三郷市の合計特殊出生率²は、埼玉県より高く、国よりも低い傾向でしたが、令和3年以降は大きく減少し下回りました。

令和5年の三郷市の合計特殊出生率は1.07と、前年より0.01ポイント回復しましたが、全国と比較すると0.13ポイント低く、埼玉県と比較すると0.07ポイント低くなっています。



資料：厚生労働省人口動態統計、埼玉県保健医療部保健医療政策課（各年10月1日現在）

参考) 三郷市の未就学児人口の推移



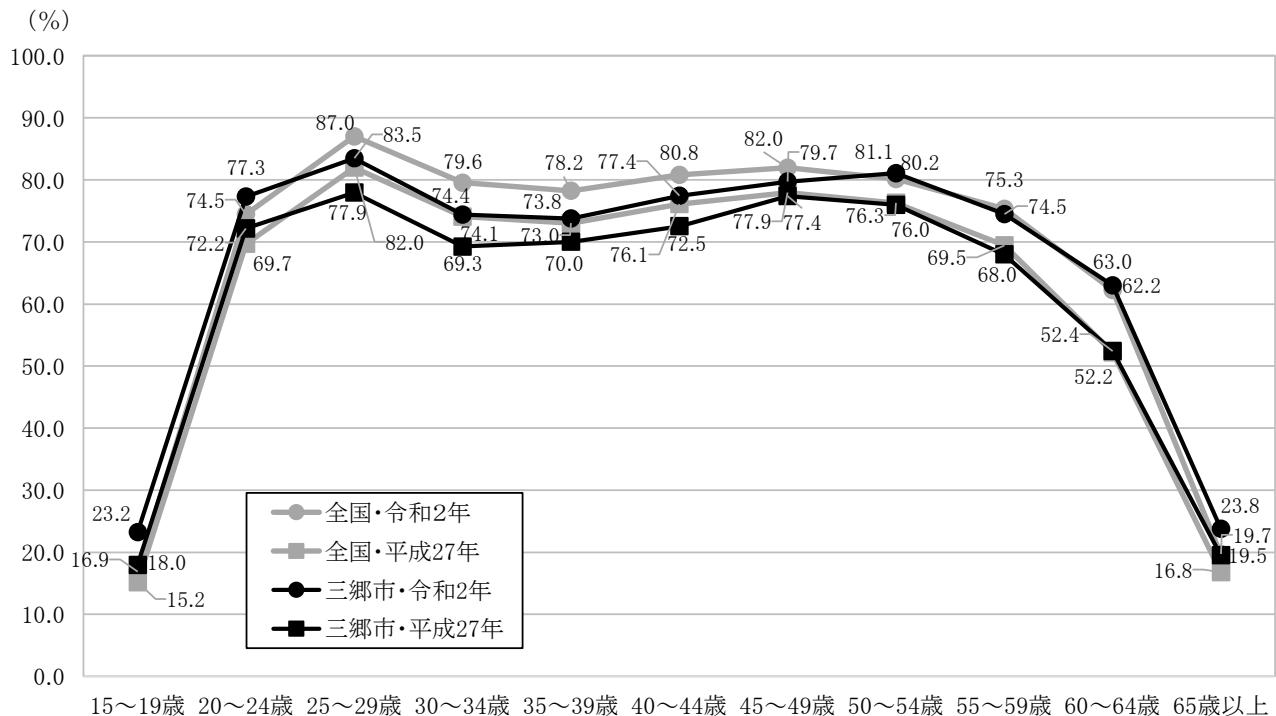
資料：みさと統計書（各年4月1日現在）

² 合計特殊出生率…15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む子どもの平均数を推定した指標

(3) 女性就業率

全国と三郷市とともに、全年齢層の女性の就業率は、令和2年が平成27年を上回りました。最も上昇した年齢層は「60～64歳」であり、三郷市では、平成27年の52.4%から令和2年の63.0%へと、10.6ポイント上昇しました。

また、全国と三郷市の女性就業率を比較すると、特に子育て世代の年齢層「25～29歳」から「45～49歳」において、全国よりも三郷市が低い傾向にあります。



資料：国勢調査（各年 10月1日現在）

	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
全国・令和2年	16.9%	74.5%	87.0%	79.6%	78.2%	80.8%	82.0%	80.2%	75.3%	62.2%	19.7%
全国・平成27年	15.2%	69.7%	82.0%	74.1%	73.0%	76.1%	77.9%	76.3%	69.5%	52.2%	16.8%
三郷市・令和2年	23.2%	77.3%	83.5%	74.4%	73.8%	77.4%	79.7%	81.1%	74.5%	63.0%	23.8%
三郷市・平成27年	18.0%	72.2%	77.9%	69.3%	70.0%	72.5%	77.4%	76.0%	68.0%	52.4%	19.5%

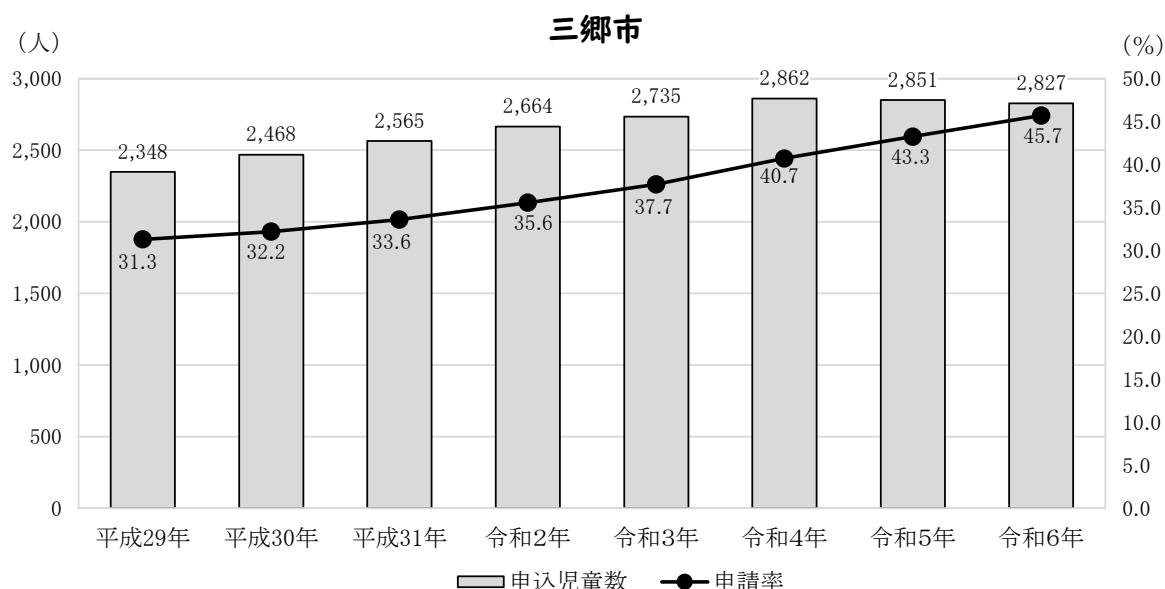
3 児童・生徒数の推移

(Ⅰ) 保育所入所申込児童数、入所児童数、待機児童数の推移

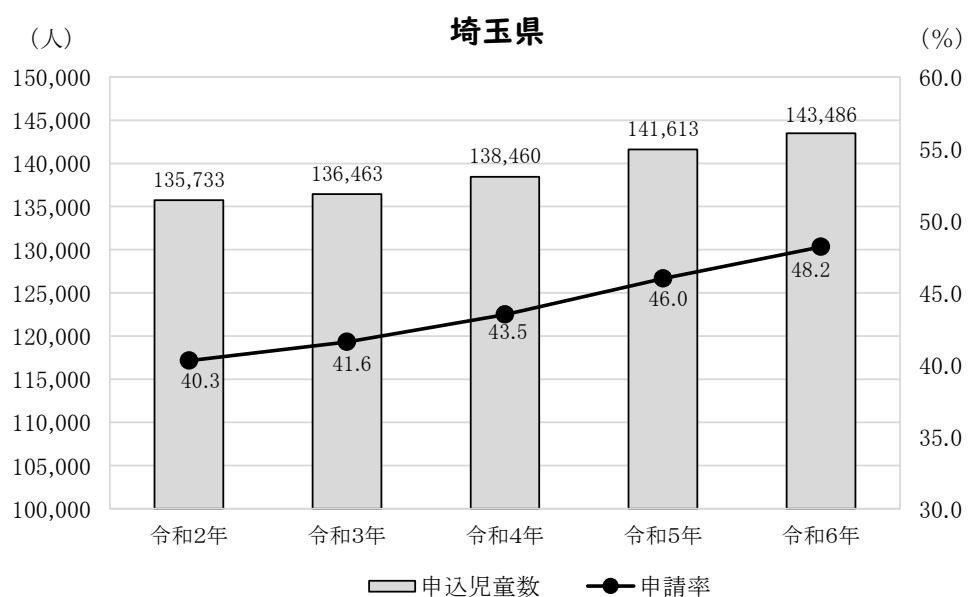
I) 保育所入所申込児童数

三郷市の保育所入所申込児童数は、令和4年の2,862人をピークに微減となり、令和6年では2,827人と、35人減少しましたが、保育所入所申請率は、年々上昇しています。

また、直近の埼玉県では、保育所入所申込児童数と保育所入所申請率とともに、上昇を続けています。



資料：すこやか課（各年4月1日）



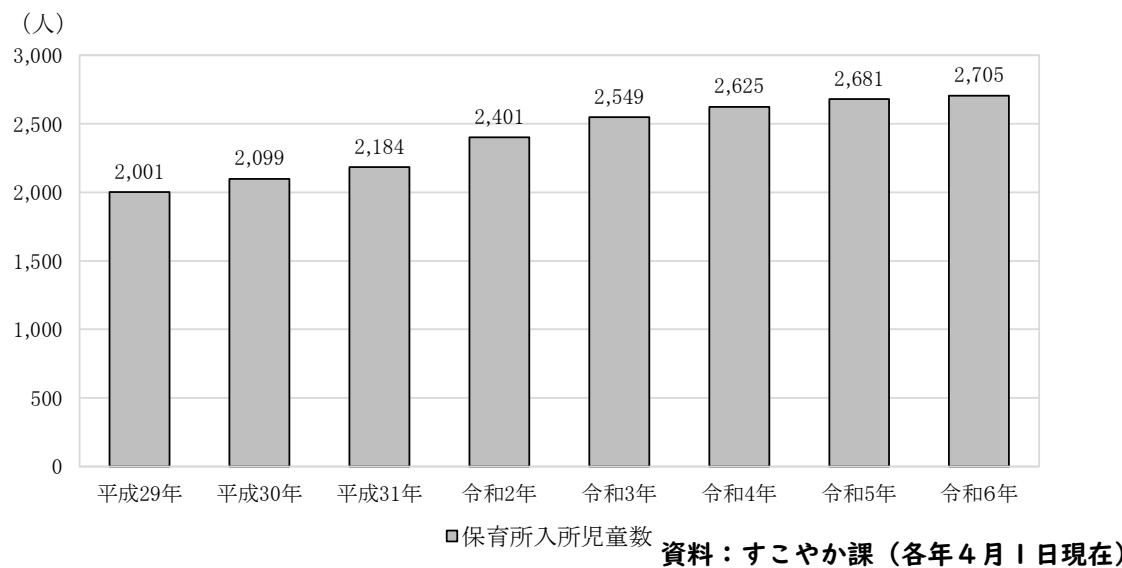
資料：埼玉県－保育所等の待機児童数

2) 保育所入所児童数

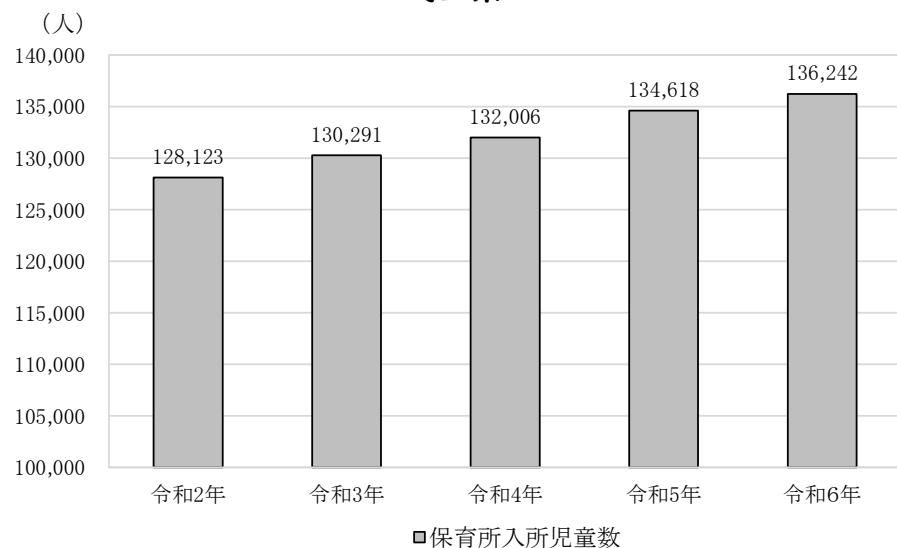
三郷市の保育所入所児童数は年々増加傾向にあり、令和6年では2,705人と、平成29年の2,001人と比べ、704人増加しています。

また、直近の埼玉県の保育所入所児童数は、本市と同様に、増加傾向で推移しています。

三郷市



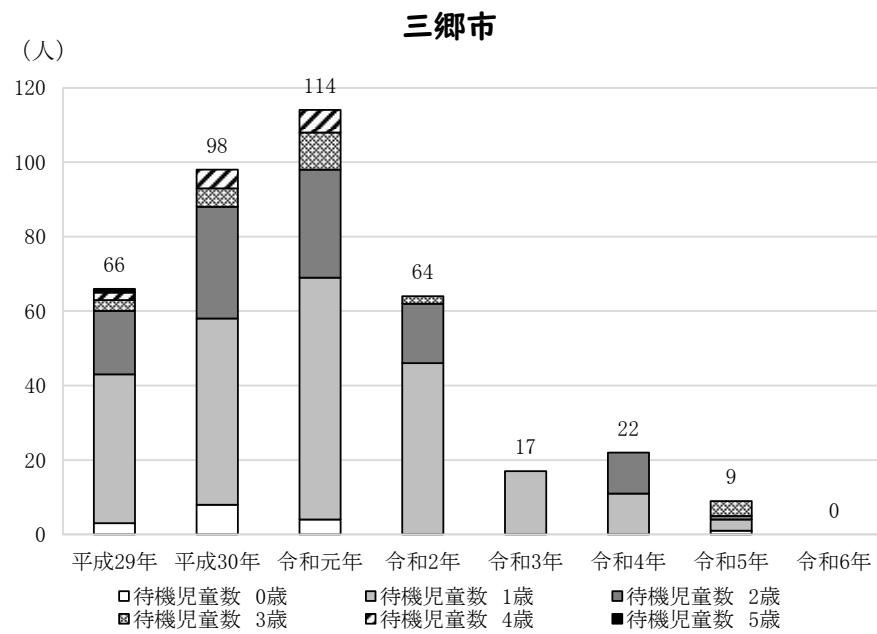
埼玉県



資料：埼玉県－保育所等の待機児童数

3) 待機児童数

三郷市の待機児童数は平成31年（令和元年）を境に大幅な減少に転じ、令和6年では待機児童数0人となっています。



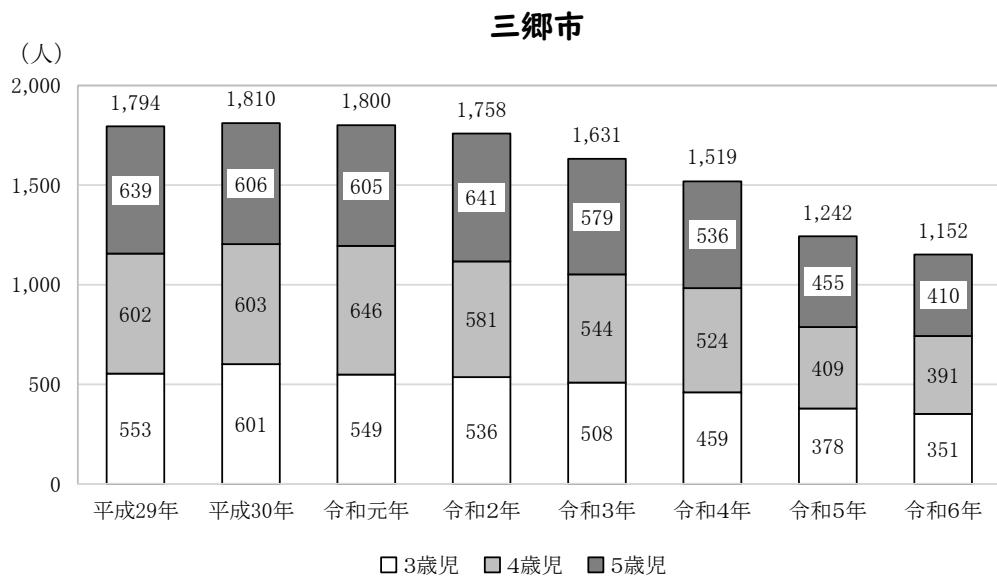
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
待機児童数 0歳	3人	8人	4人	0人	0人	0人	1人	0人
待機児童数 1歳	40人	50人	65人	46人	17人	11人	3人	0人
待機児童数 2歳	17人	30人	29人	16人	0人	11人	1人	0人
待機児童数 3歳	3人	5人	10人	2人	0人	0人	4人	0人
待機児童数 4歳	2人	5人	6人	0人	0人	0人	0人	0人
待機児童数 5歳	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
待機児童数 合計	66人	98人	114人	64人	17人	22人	9人	0人

資料：すこやか課（各年4月1日現在）

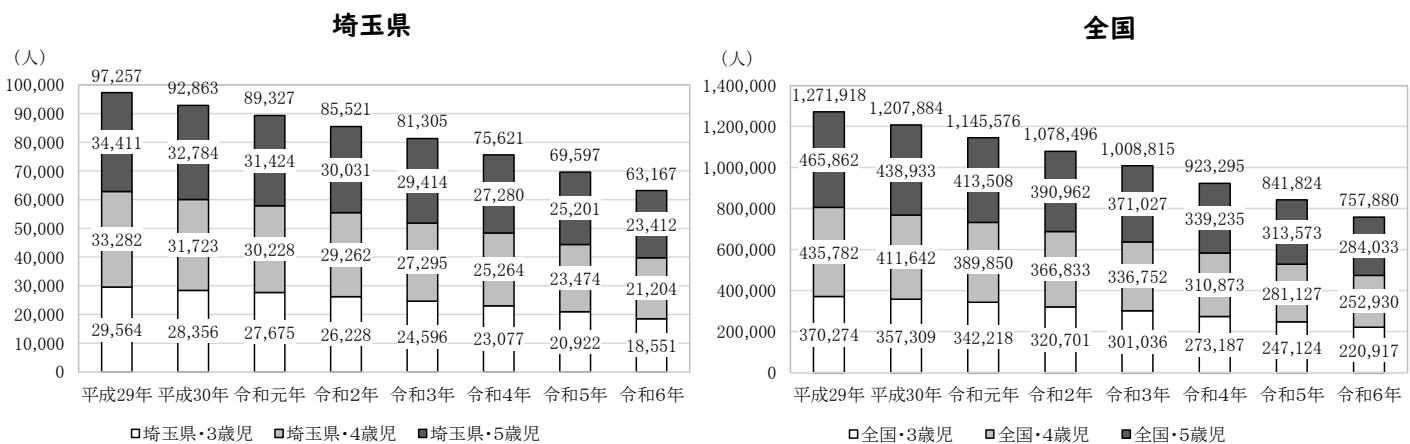
(2) 幼稚園入園児童数

三郷市の幼稚園入園児童数は、令和元年からゆるやかに減少をはじめ、令和6年では「3歳児」が351人、「4歳児」が391人、「5歳児」が410人、合計1,152人となり、前年度の令和5年と比べると、合計の入園児童数は90名減少しています。

また、全国・埼玉県の幼稚園入園児童数は、平成29年から減少が続いています。



	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
3歳児	553人	601人	549人	536人	508人	459人	378人	351人
4歳児	602人	603人	646人	581人	544人	524人	409人	391人
5歳児	639人	606人	605人	641人	579人	536人	455人	410人
合計	1,794人	1,810人	1,800人	1,758人	1,631人	1,519人	1,242人	1,152人



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(3) 学校の児童・生徒数

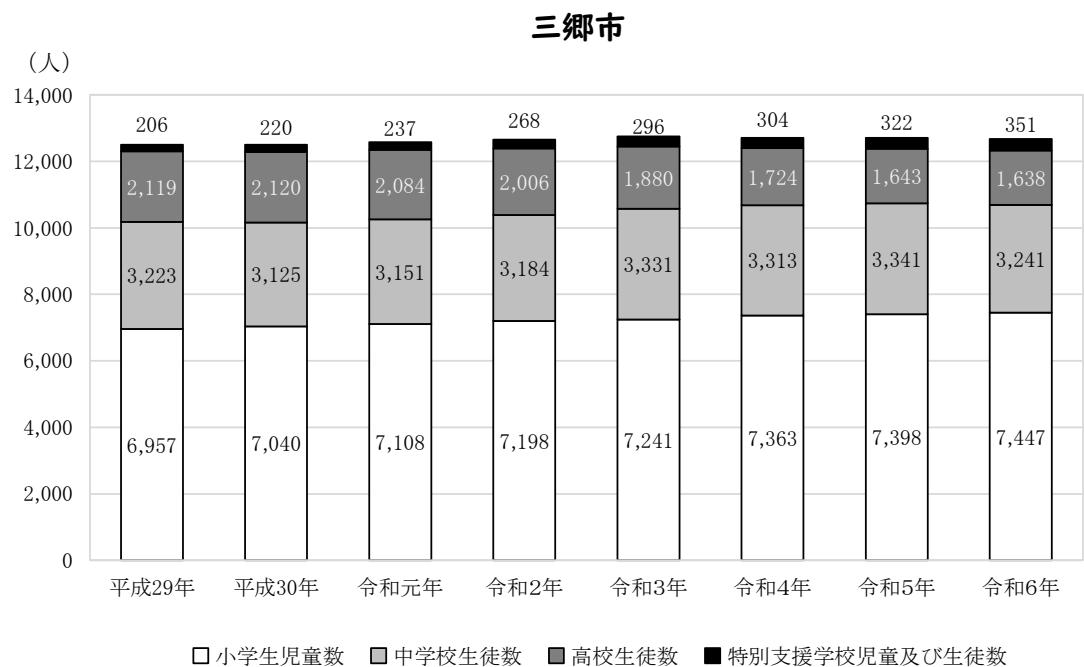
三郷市の小学校の児童数は増加傾向にあり、令和6年は7,447人と、平成29年より490人増加しています。

中学校の生徒数はほぼ横ばいで推移しており、令和6年は3,241人と、平成29年と比較すると、18人減少しています。

高校の生徒数は減少傾向にあり、令和6年では1,638人と、平成29年よりも481人減少しています。

特別支援学校児童及び生徒数は増加傾向にあり、令和6年では351人と、平成29年より145人増加しています。

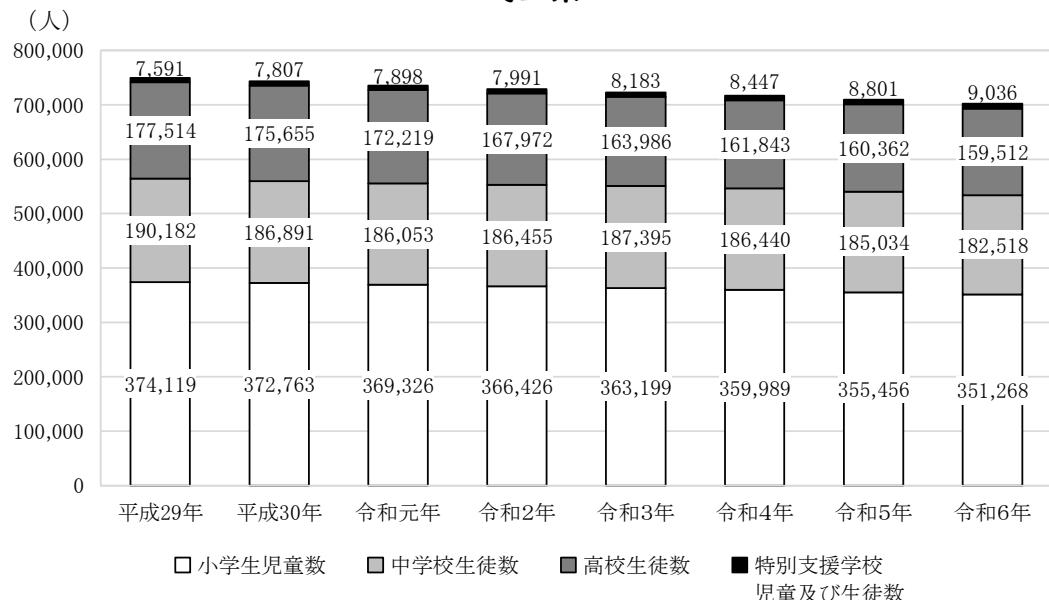
また、全国・埼玉県では、特別支援学校を除く小学校・中学校・高校の3種の学校で、平成29年から児童・生徒数が減少傾向で推移しています。



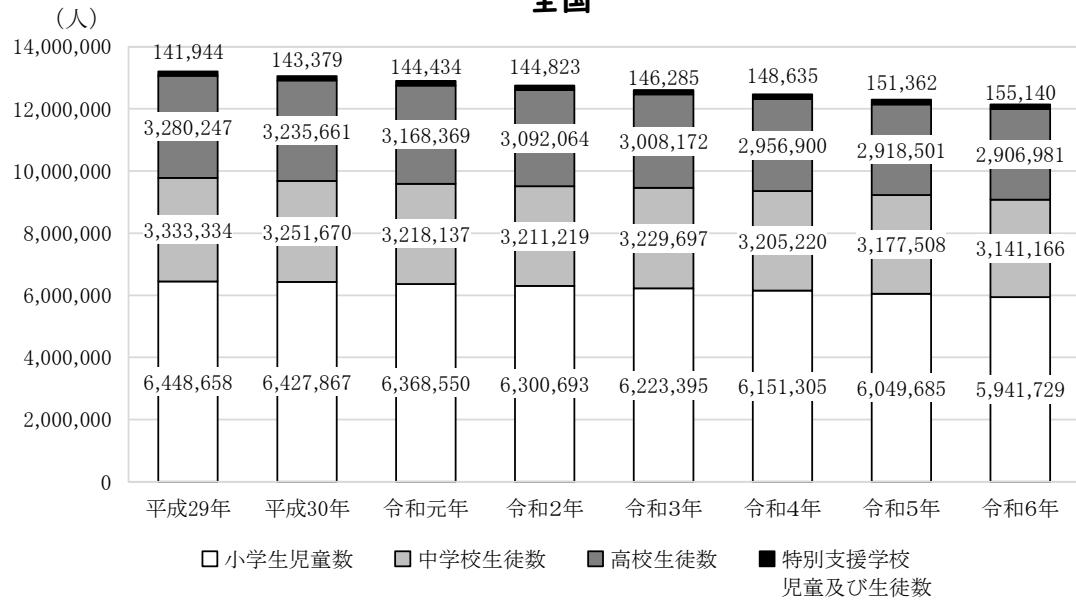
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学生児童数	6,957人	7,040人	7,108人	7,198人	7,241人	7,363人	7,398人	7,447人
中学校生徒数	3,223人	3,125人	3,151人	3,184人	3,331人	3,313人	3,341人	3,241人
高校生徒数	2,119人	2,120人	2,084人	2,006人	1,880人	1,724人	1,643人	1,638人
特別支援学校児童及び生徒数	206人	220人	237人	268人	296人	304人	322人	351人

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

埼玉県



全国



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

4 アンケート調査結果

(Ⅰ) 調査の概要

1) 三郷市子ども・子育てニーズ調査

小学校就学前児童の保護者、小学生児童の保護者に向けて、教育・保育・子育て支援等に関する現在の利用状況や、ご意見・要望等について把握する為、ニーズ調査を実施しました。

2) 三郷市子どもの生活に関するアンケート調査

15～17歳、中学生、小学生に向けて、日常生活に関することや、ご意見・要望等について把握する為、アンケート調査を実施しました。

<調査期間>

令和5年12月14日から令和6年1月10日まで

<配布数・回収数>

調査対象		配布数	回収数	有効回収数	有効回収率	配布/回収
1	小学校就学前児童の保護者	1,200	566 (内 WEB : 279)	566	47.2%	無作為抽出で郵送配布/ 郵送又はWEBで回収
2	小学生児童の保護者	600	312 (内 WEB : 148)	312	52.0%	
3	15～17歳	350	119 (内 WEB : 52)	119	34.0%	
4	中学1～3年生	453	453	453	100.0%	
5	小学5年生	135	135	135	100.0%	学校で配布/回収

(2) 調査結果

I) 保護者の就労状況

【母親と父親の就労状況（就学前児童保護者）】

就学前児童の母親の現在の就労状況については、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が34.1%と最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が23.9%となっています。

父親の就労状況については、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が89.8%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、育休・介護休業中である」が1.8%となっています。

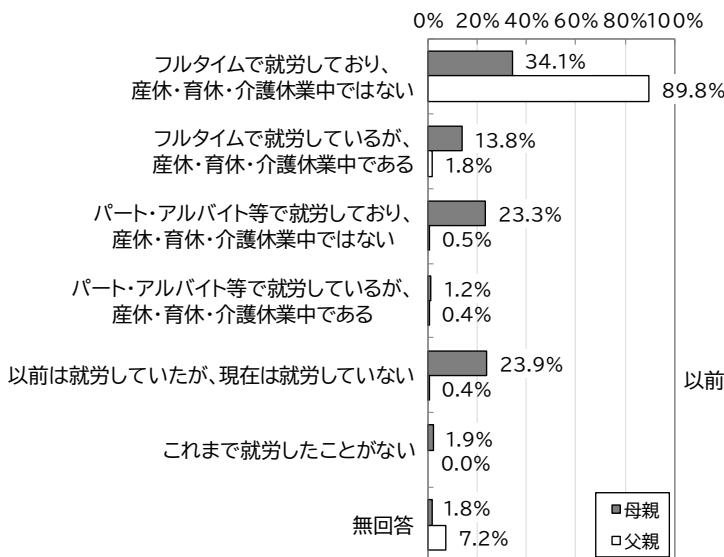
【母親と父親の就労状況（小学生児童保護者）】

小学生児童の母親の現在の就労状況については、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が37.9%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が36.7%、となっています。

父親の就労状況については、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が92.7%と最も高くなっています。

■母親と父親の就労状況

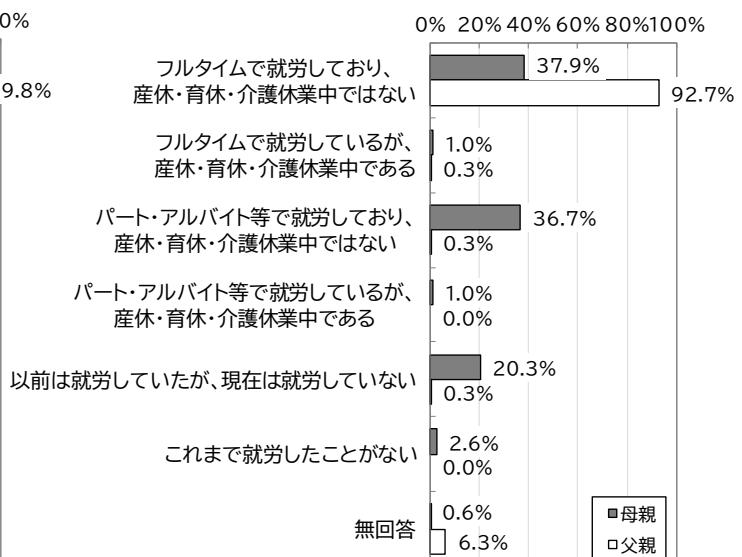
（就学前児童保護者回答）



回答者数：N=566

■母親と父親の就労状況

（小学生児童保護者回答）



回答者数：N=311

2) 教育・保育施設の利用状況・意向

【平日、定期的に利用している教育・保育施設の状況】

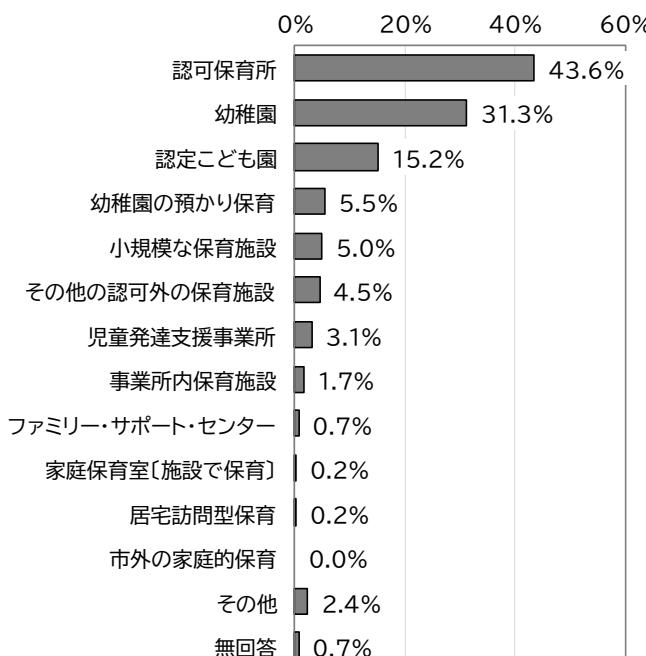
平日、定期的に利用している教育保育施設の状況は、「認可保育所」が43.6%と最も多い、次いで「幼稚園」が31.3%、「認定こども園」が15.2%となっています。

【平日、定期的に利用したい教育・保育施設の状況】

平日・定期的に利用したいと考える事業は、「認可保育所」が51.6%と最も多く、次いで「幼稚園」が45.9%、「認定こども園」が27.0%、「幼稚園の預かり保育」が23.7%となっています。

■平日、定期的に利用している

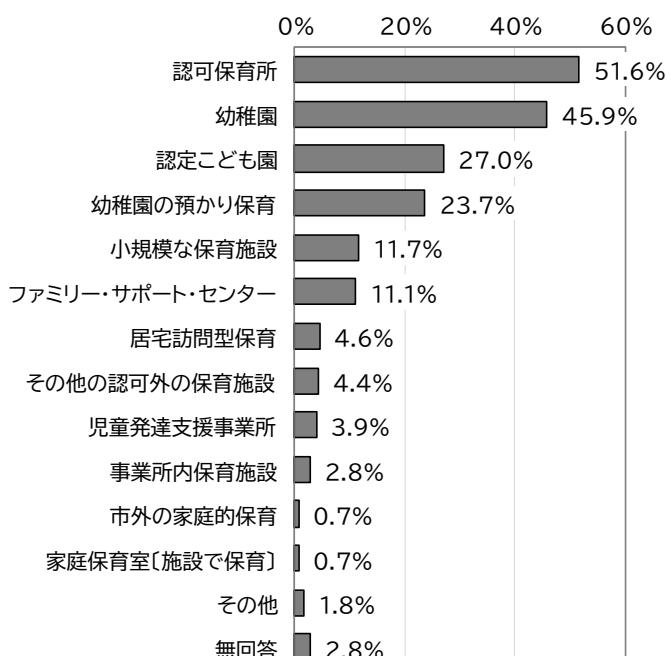
教育・保育施設の状況（就学前児童保護者回答）



N=422

■平日、定期的に利用したい

教育・保育施設の状況（就学前児童保護者回答）



N=566

3) 放課後の過ごし方の意向

【小学校1～3年時に、放課後過ごして欲しい場所】

子どもが小学校低学年（1～3年生）の間、放課後の時間をどこで過ごして欲しいかの問い合わせについては、就学前児童保護者の回答では、「放課後児童クラブ」が56.7%と最も多く、次いで「自宅」が54.8%、「習い事」が48.2%となっています。

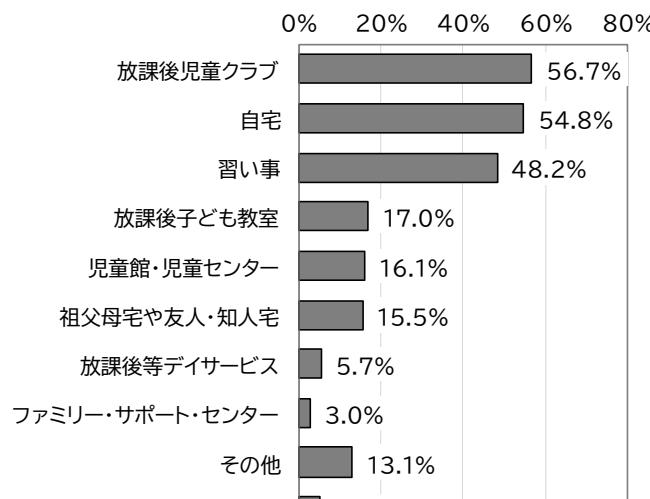
また、小学生児童保護者の回答では、「自宅」が64.4%と最も多く、次いで「習い事」が51.3%、「放課後児童クラブ」が35.6%となっています。

【小学校4～6年生時に、放課後過ごして欲しい場所】

子どもが小学校高学年（4～6年生）の間、放課後の時間をどこで過ごして欲しいかの問い合わせについては、就学前児童保護者の回答では、「自宅」が69.1%と最も多く、次いで「習い事」が63.8%、「放課後児童クラブ」が30.6%となっています。

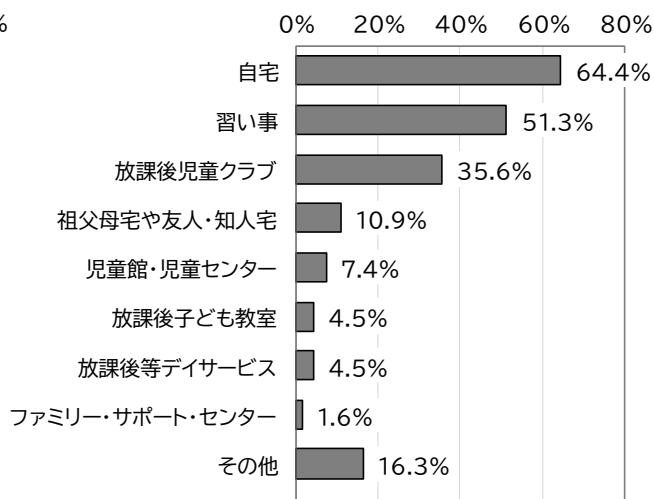
また、小学生児童保護者の回答では、「自宅」が81.4%と最も多く、次いで「習い事」が61.9%、「放課後児童クラブ」が15.4%となっています。

■小学校1～3年生時に、子どもが放課後
過ごして欲しい場所（就学前児童保護者回答）



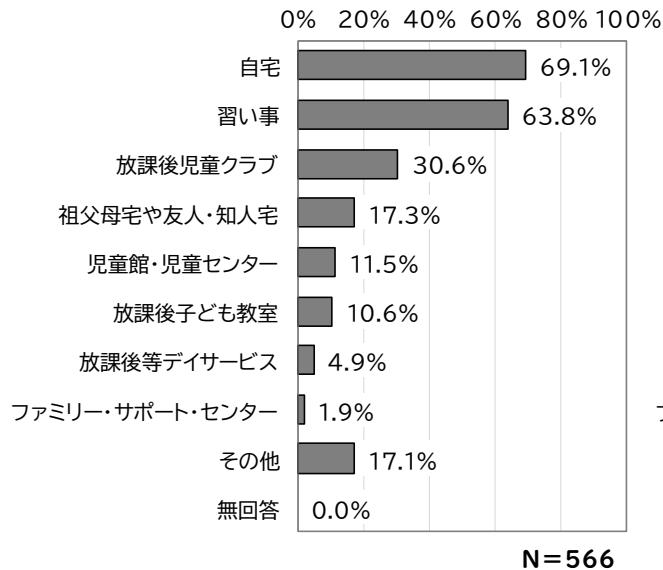
N=566

■小学校1～3年生時に、子どもが放課後
過ごして欲しい場所（小学生児童保護者回答）

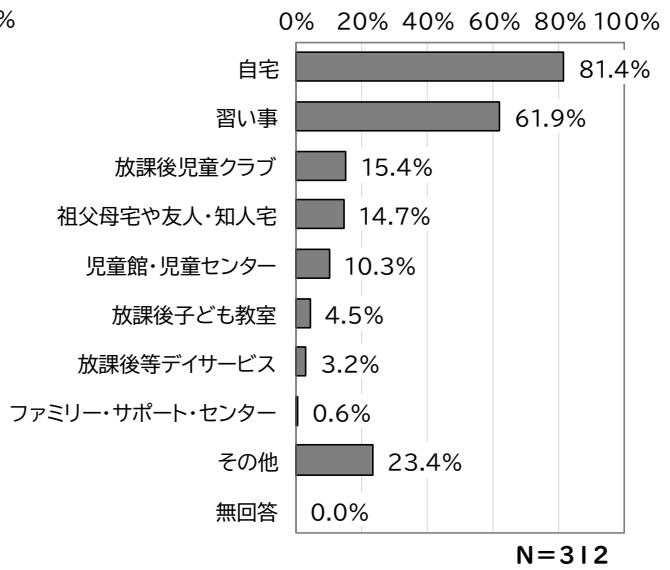


N=312

■小学校4～6年生時に、子どもが放課後
過ごして欲しい場所（就学前児童保護者回答）



■小学校4～6年生時に、子どもが放課後
過ごして欲しい場所（小学生児童保護者回答）



4) 育児休業制度の利用状況

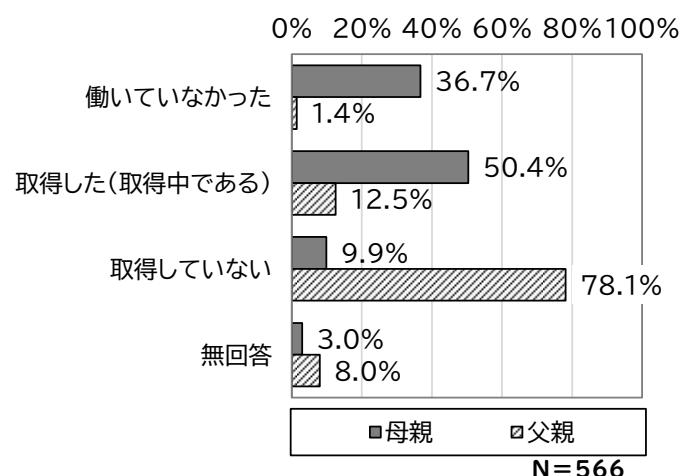
【母親の育休取得状況（就学前児童保護者回答）】

子どもが生まれたときの育児状況については、母親では、育児休業を「取得した（取得中である）」が50.4%と最も多く、次いで「働いていなかった」が36.7%となっています。

【父親の育休取得状況（就学前児童保護者回答）】

父親の育児休業については、育児休業を「取得していない」が、78.1%と最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が12.5%となっています。

■母親と父親の育休取得状況（就学前児童保護者回答）



5) こどもが危ない（こわい）と思ったことの状況

【危ない（こわい）と思ったことの有無】

通学途中や遊んでいるときに、危ないと思ったことについては、「ある」「ときどきある」を合わせた、【危ない（こわい）と思った】ことがあるかたは『小学5年生』では27.4%、『中学生』では35.0%、『15～17歳』では55.5%となっています。

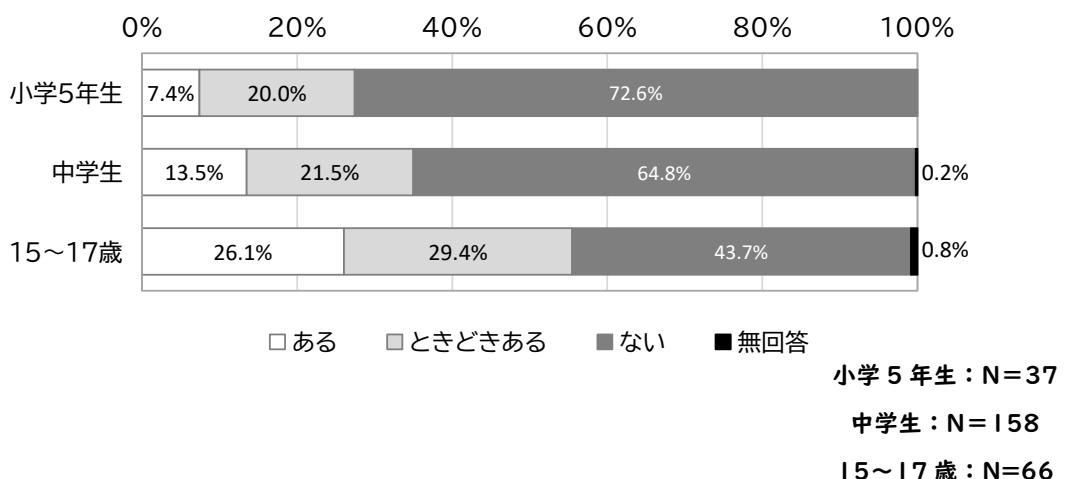
【危ない（こわい）と思ったこと】

どんなとき（こと）に、危ない（こわい）と思ったかについては、『小学5年生』では、「車がたくさん通ってこわい」が37件中10件と多く、次いで「道路が暗くてこわい」が8件となっています。

『中学生』では、「道路が暗くてこわい」が158件中87件と最も多く、次いで「車がたくさん通ってこわい」が55件となっています。

『15～17歳』では、「道路が暗くてこわい」が66件中32件と最も多く、次いで「車がたくさん通ってこわい」が30件となっています。

■危ない（こわい）と思ったことの有無 ※学年・年齢別



■危ない（こわい）と思ったことの有無 ※学年・年齢別

項目	小学5年生		中学生		15～17歳	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率
知らない人に声をかけられたこと	5	13.5%	26	16.5%	7	10.6%
車がたくさん通ってこわい	10	27.0%	55	34.8%	30	45.5%
道路が暗くてこわい	8	21.6%	87	55.1%	32	48.5%
公園などの遊具で遊んでいるとき	5	13.5%	9	5.7%	0	0.0%
その他	10	27.0%	36	22.8%	12	18.2%
無回答	3	8.1%	0	0.0%	3	4.5%
回答者数	37		158		66	

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 SDGsの推進

| 基本理念

こども・若者と子育てを地域で支える ふれあいのまち みさと

子育てを地域全体で支援することは、誰もが安心して出産でき、喜びをもって子育てをすることができる社会、子どもの将来が、生まれ育つ環境によって左右されることなく、「子どもの最善の利益」が実現される社会の構築につながります。

それは子どもや子育て家庭にとってだけでなく、全ての人にとって生きやすい社会であることから、「こども・若者と子育てを地域で支える ふれあいのまち みさと」を基本理念として、「ふるさと三郷 みんながほほえむまちづくり」を進めていきます。

2 基本目標

基本理念「こども・若者と子育てを地域で支える ふれあいのまち みさと」の実現に向けて3つの目標を設定しました。

基本目標1 こども・若者の権利と安心安全を社会で守る

全ての子どもが、身体の特質、成育環境など他者との違いによって差別的扱いを受けず、ひとりの人格を持った権利の主体として尊重され、身体的にも精神的にも安全が確保され安心して成長していくよう、支援及び働きかけを行います。また、あらゆる暴力の根絶に取り組み、事故や犯罪等に巻き込まれない生活環境を整備し、社会が共に支え合う地域づくりを進めています。

基本目標2 こども・若者の教育と社会的成長を促進する

子どもが社会の一員としての自覚や責任感を持ち、誰もが学ぶ喜びを得て自らの可能性を發揮できるよう、他者との交流や多くの体験、子どもの居場所づくり、ライフステージに応じた教育、多様な体験・活躍の機会の充実、教育機会の均等、教育相談等を充実させ社会的成長を促進します。

基本目標3 親子・若者の健康と子育てを応援する

妊娠、出産、成長のあらゆる段階において、誰もが安心で健やかな生活をおくれるよう、多様なサービスの提供、情報提供、啓発、心身の健康を含めた保健教育、環境整備などを推進していきます。

3 SDGsの推進

誰ひとり取り残さない 持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals

本計画の3つの基本目標と施策の方向が、SDGsのどの目標に向かっているか、関連付けを行います。

SDGsとは？

2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰ひとり取り残さない」ことを誓い、日本としても積極的に取り組んでいます。

企業や地方自治体、アカデミアや市民社会、そして一人ひとりに至るまで、全てのひとの行動が求められている点がSDGsの大きな特徴です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第4章 量の見込み、確保方策

1 事業の提供区域の設定

- (1) 乳幼児期の学校教育・保育提供区域(3区域)
- (2) 母子保健地区活動区域(6区域)
- (3) 小学校区域(18区域)、中学校区域(8区域)
- (4) 事業の特性から区域分けになじまないもの

2 量の見込み・確保方策

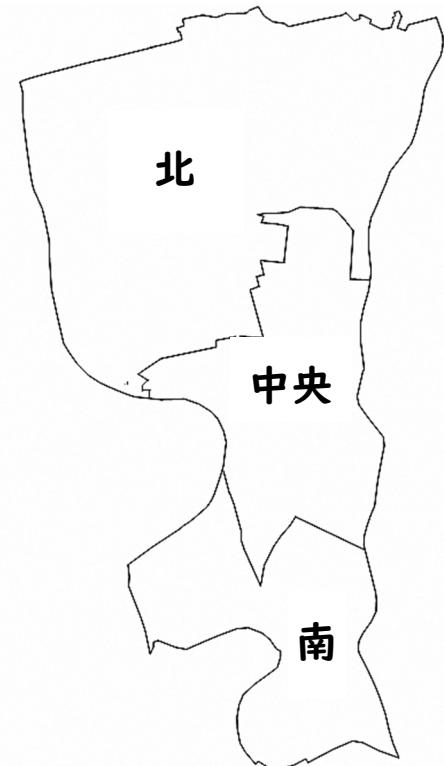
- (1) 基本的な考え方
- (2) 乳幼児期の学校教育・保育事業の量の見込み及び確保方策
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

I 事業の提供区域の設定

乳幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供は、内容が多岐にわたるため、それぞれの事業の特性を踏まえた区域設定を考える必要があります。地理的条件、人口、交通事情、生活行動などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案しています。

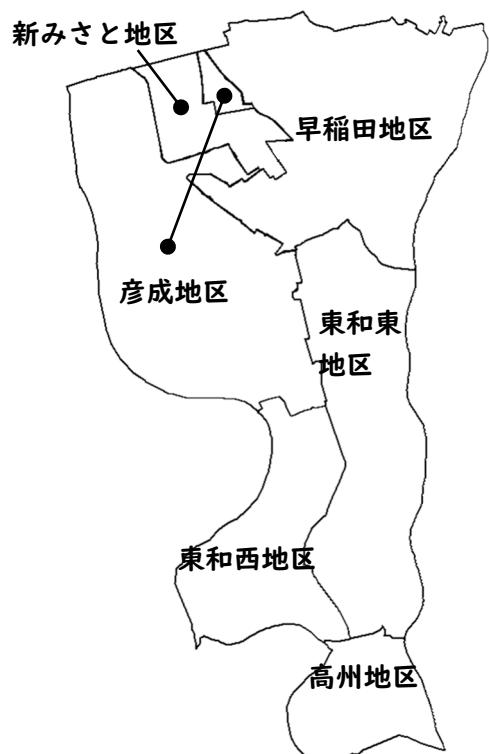
(1) 乳幼児期の学校教育・保育提供区域 (3区域)

- 1) 教育・保育施設
- 2) 一時預かり事業（幼稚園型以外）
- 3) 延長保育事業



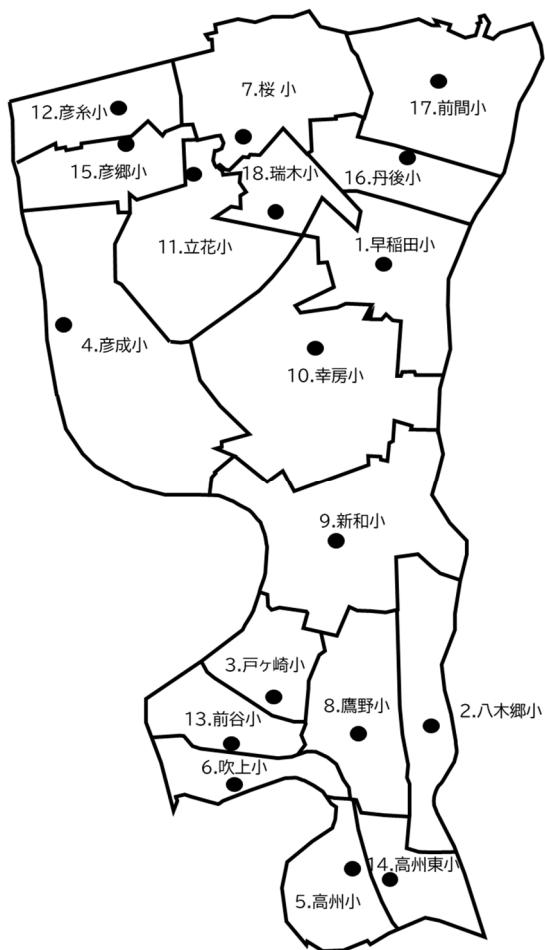
(2) 母子保健地区活動区域 (6区域)

- 1) 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業
- 2) 養育支援訪問事業

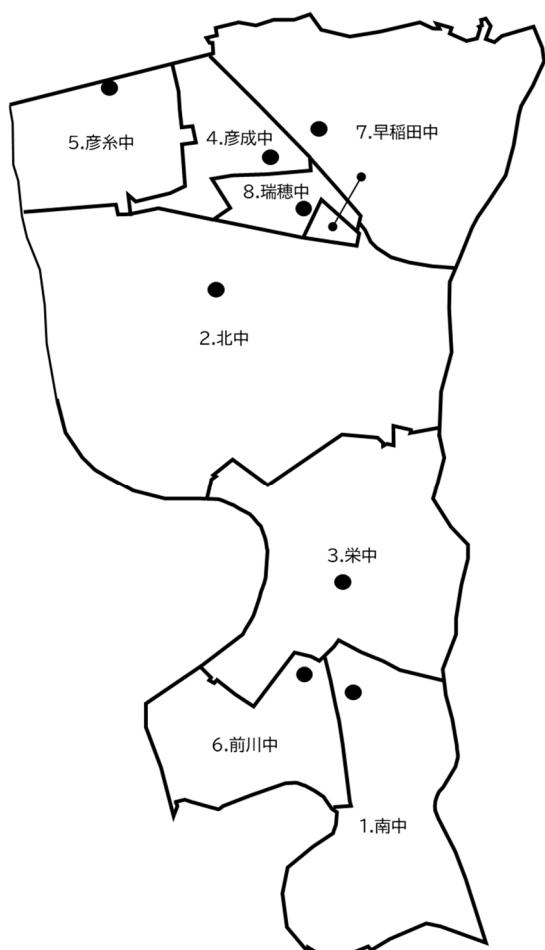


(3) 小学校区域(18区域)、中学校区域(8区域)

1) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)



2) 地域子育て支援拠点事業



(4) 事業の特性から区分けになじまないもの

- 1) 利用者支援事業
- 2) 妊婦健康診査事業
- 3) 要保護児童対策地域協議会の開催
- 4) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)
- 5) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- 6) 一時預かり事業(幼稚園型)
- 7) 病児を保育する事業(病児保育事業・子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業))
- 8) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 9) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- 10) 子育て世帯訪問支援事業
- 11) 児童育成支援拠点事業
- 12) 親子関係形成支援事業
- 13) 妊婦等包括相談支援事業
- 14) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
- 15) 産後ケア事業

2 量の見込み・確保方策

乳幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業（19事業）について、事業毎に必要とされる事業量（ニーズ）を見込み、提供体制の確保方策（内容・実施時期等）を設定します。

（1）基本的な考え方

量の見込みの算定は、「子ども・子育てニーズ調査」の結果に基づき、以下の国が示した手引き等に従い算出した数値を参考に、本市の利用実態、地域特性、市民ニーズ等を勘案して補正しています。

- ・市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き
- ・第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）
- ・第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版ver.1）

将来児童人口推計

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	917人	904人	896人	886人	876人
1歳	970人	958人	945人	937人	927人
2歳	871人	970人	958人	945人	937人
3歳	1,037人	868人	967人	955人	942人
4歳	1,120人	1,037人	867人	966人	954人
5歳	1,133人	1,107人	1,025人	857人	955人
6歳	1,158人	1,125人	1,099人	1,017人	850人
7歳	1,258人	1,158人	1,125人	1,099人	1,017人
8歳	1,269人	1,258人	1,158人	1,125人	1,099人
9歳	1,302人	1,266人	1,255人	1,155人	1,122人
10歳	1,295人	1,307人	1,271人	1,260人	1,159人
11歳	1,284人	1,298人	1,310人	1,274人	1,263人
12歳	1,264人	1,283人	1,297人	1,309人	1,273人
13歳	1,217人	1,267人	1,286人	1,300人	1,312人
14歳	1,198人	1,216人	1,266人	1,285人	1,299人
15歳	1,193人	1,191人	1,209人	1,259人	1,278人
16歳	1,237人	1,195人	1,193人	1,211人	1,261人
17歳	1,170人	1,234人	1,192人	1,190人	1,208人
合計	20,893人	20,642人	20,319人	20,030人	19,732人

(2) 乳幼児期の学校教育・保育事業の量の見込み及び確保方策

0歳～2歳： 保育を必要とする事由に該当する	3号認定（保育所等）
3歳～5歳： 保育を必要とする事由に該当する	2号認定（保育所・認定こども園保育部 等）
保育を必要とする事由に該当しない	1号認定（幼稚園・認定こども園幼稚園部 等）

※保育を必要とする事由：子ども・子育て支援法第19条で規定する、保護者の就労等の事由により
保育を必要とするもの

① 0歳～2歳児の保育（3号）認定こども（保育所等）

提供体制が確保されています。認定こども園、保育所、小規模保育事業などの地域型保育事業等により、保育の量的、質的確保を図ります。

● 0歳児

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		197人	195人	193人	191人	189人
確保方策	認定こども園・保育所	218人	215人	215人	215人	215人
	地域型保育事業等	15人	15人	15人	15人	15人
	合計	233人	230人	230人	230人	230人
要確保数		0人	0人	0人	0人	0人

● 1歳児

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		481人	481人	478人	473人	468人
確保方策	認定こども園・保育所	411人	411人	411人	413人	413人
	地域型保育事業等	70人	70人	70人	61人	61人
	合計	481人	481人	481人	474人	474人
要確保数		0人	0人	0人	0人	0人

● 2歳児

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み		572人	572人	567人	561人	556人
確保方策	認定こども園・保育所	496人	496人	496人	504人	504人
	地域型保育事業等	76人	76人	76人	66人	66人
	合計	572人	572人	572人	570人	570人
要確保数		0人	0人	0人	0人	0人

2) 3歳～5歳児の教育・保育（2号）認定こども（保育所・認定こども園保育部 等）

提供体制が十分に確保されています。北・中央・南区域で利用者に偏りが発生した場合には、送迎保育の活用等により提供体制を確保します。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み		1,494人	1,360人	1,295人	1,258人	1,295人
確保方策 (認定こども園・保育所)		1,702人	1,712人	1,712人	1,712人	1,712人
要確保数		0人	0人	0人	0人	0人

3) 3歳～5歳児の教育・保育（1号）及び幼稚園利用を希望する（2号）認定こども（幼稚園・認定こども園幼稚園部 等）

提供体制が十分に確保されています。北・中央・南区域で利用者に偏りが発生した場合には、送迎保育の活用等により提供体制を確保します。

なお、1号認定こどもに加えて、保育の必要性がある2号認定こどもでも、教育（幼稚園利用）を希望することもの、認定こども園幼稚園部・幼稚園等の提供体制を確保します。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	合計	1,796人	1,624人	1,547人	1,510人	1,559人
	内訳	1号認定	1,336人	1,208人	1,135人	1,098人
		2号認定 (幼稚園利用希望)	460人	416人	412人	429人
確保方策 (認定こども園・幼稚園)		2,781人	2,781人	2,781人	2,781人	2,781人
要確保数		0人	0人	0人	0人	0人

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

- 1) 利用者支援事業
- 2) 地域子育て支援拠点事業
- 3) 妊婦健康診査事業
- 4) 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業
- 5) 養育支援訪問事業
要保護児童対策地域協議会の開催
- 6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）
- 7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 8) 一時預かり事業（幼稚園型）
一時預かり事業（幼稚園型以外）
- 9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- 10) 延長保育事業
- 11) 病児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業））
- 12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- 14) 子育て世帯訪問支援事業
- 15) 児童育成支援拠点事業
- 16) 親子関係形成支援事業
- 17) 妊婦等包括相談支援事業
- 18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- 19) 産後ケア事業

I) 利用者支援事業

対象者	妊産婦・子育て家庭の保護者
事業概要	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

■現状

利用者支援事業は、3つの類型を実施しています。利用者支援事業（こども家庭センター型）は、妊娠届出時等に妊婦との面談を行い、必要な支援につなげています。利用者支援事業（基本型）は、子育て支援施設等に関する情報提供や子育ての相談に応じています。利用者支援事業（特定型）は、保育施設等の利用に関する情報提供や相談支援を行っています。

健康福祉会館3階に令和6年4月、従来の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を集約し、こども家庭センターを開設しました。児童福祉と母子保健を一体的に実施し、子育て世帯への包括的な相談支援の体制強化を図ります。

●量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
要確保数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

2) 地域子育て支援拠点事業

対象者	概ね3歳未満の児童及びその保護者
事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、子育て情報の提供、親子講座及びサークルの育成支援などを行う事業。

■現状

市内に2か所の子育て支援センターのほか、7か所のつどいの広場において、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の子育て資源等の情報提供のほか、利用者支援事業(基本型)との連携を行っています。

●地域子育て支援拠点事業の実施状況

※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
延べ利用親子数	3,787組	9,942組	12,075組	13,123組	15,000組
子育て支援センター	947組	2,935組	3,999組	4,894組	5,000組
つどいの広場	2,840組	7,007組	8,076組	8,229組	10,000組

●量の見込み及び確保方策

(1年あたり延べ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	18,960組	18,480組	18,805組	18,590組	18,400組
実施施設数	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
確保方策	19,000組	19,000組	19,000組	19,000組	19,000組
要確保数	0組	0組	0組	0組	0組

3) 妊婦健康診査事業

対象者	全ての妊婦
事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①診察による健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

■現状

埼玉県が埼玉県医師会や埼玉県助産師会等と一括契約し、1都6県内にある指定医療機関や指定助産所において実施する妊婦健康診査費用（14回分）を市が助成しています。

また、指定以外の医療機関で妊婦健康診査を受診した場合は償還払いでの助成しています。

●妊婦健康診査の実施状況

※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診実人数	1,031人	941人	895人	852人	850人
延べ受診者数	11,380人	10,387人	9,541人	9,508人	9,500人

●妊婦健康診査の量の見込み及び確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	受診実人数	850人	850人	850人	850人	850人
	延べ受診者数	9,500人	9,500人	9,500人	9,500人	9,500人
確保方策	9,500人	9,500人	9,500人	9,500人	9,500人	9,500人
要確保数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※量の見込み（対象となる妊婦の数＝翌年度の0歳児数）に対し、100%実施する体制を確保方策としています。

4) 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業

対象者	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭
事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

■現状

市内の生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に対し、委託助産所の助産師等の訪問員や市の保健師等が自宅に訪問し、親子の心身の状況や養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての助言やその他必要な支援を行っています。また、訪問時に産後うつ病や育児不安の把握のためのアンケートを実施しています。

●乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業の実施状況		※令和6年度は見込み			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問乳児数	1,120人	972人	851人	879人	880人

●量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	880人	880人	880人	880人	880人
確保方策	880人	880人	880人	880人	880人
要確保数	0人	0人	0人	0人	0人

※量の見込み（各年度の0歳児数）に対し、100%実施する体制を確保方策としています。

5) - I 養育支援訪問事業

対象者		概ね生後1年までの 養育支援が特に必要な乳児のいる家庭
事業 概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談、指導及び助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。	

■現状

養育支援が特に必要と認められる乳児のいる家庭に対し、市の保健師、委託助産所の助産師等の訪問員が自宅に訪問し、養育に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行っています。

●養育支援訪問事業の実施状況 ※R5年度まで家事育児支援訪問含む

※令和6年度は見込み

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
被訪問実人数	8人	14人	15人	13人	9人
延べ被訪問人数	147人	125人	140人	58人	65人

●量の見込み及び確保方策

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の 見込み	被訪問実人数	10人	11人	12人	12人	12人
	延べ被訪問人数	70人	75人	80人	80人	80人
確保方策	70人	75人	80人	80人	80人	80人
要確保数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

5) - 2 要保護児童対策地域協議会の開催

対象者	要保護児童、要支援児童とその保護者、特定妊婦
事業 概要	要保護児童、要支援児童とその保護者、特定妊婦に関して、適切な保護・支援を図るために必要な情報の交換や支援内容等に関する協議を行う。

■現状

対象者の支援に際し、関係機関が情報を共有し、また協調して支援ができるよう年1回代表者会議、月1回実務者会議を行うとともに、随時個別ケース検討会議を行っています。

●要保護児童対策地域協議会の実施状況

※令和6年度は見込み

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
対象児童数	128人	183人	237人	190人	200人

●要保護児童対策地域協議会の対象児童の量の見込み及び確保方策

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	195人	190人	185人	180人	175人
確保方策	195人	190人	185人	180人	175人

6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

対象者	0歳～小学6年生
事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。

■現状

近隣に児童養護施設がないため、現状事業を実施しておらず、病児・病後児緊急サポートの宿泊利用で対応しています。

●子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
実利用人数	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
延べ利用人数	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

●量の見込み及び確保方策（ショートステイ事業）

(1年あたり延べ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	36人日	36人日	36人日	36人日	36人日
確保方策	実施数	1か所	1か所	1か所	1か所
	実利用人数	36人日	36人日	36人日	36人日
	延べ利用人数	36人日	36人日	36人日	36人日

●子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

「ファミリー・サポート・センター事業（緊急サポート含む）」で対応します。

令和6年度から、三郷市緊急サポート事業活用型児童等短期宿泊等助成事業を実施し、緊急サポートを利用した際の利用額を助成します。

7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

対象者	0歳～小学6年生
事業概要	児童の預かり等の援助を受けることを希望する乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する会員登録、連絡、調整を行なう事業。

■現状

本市では、みさとファミリー・サポート・センターが窓口となり、ファミリー・サポート・センター事業を運営しています。依頼会員（援助を受けたい人）、提供会員（援助の提供ができる人）の登録及びコーディネートを行っています。提供会員数に比べて依頼会員数が多く、需要を満たせていらない状況です。引き続き広報活動を通じて、提供会員の充足に努めています。

●ファミリー・サポート・センター事業の実施状況

※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
依頼会員登録者数	1,384人	1,313人	1,271人	1,253人	1,305人
提供会員登録者数	201人	199人	195人	201人	199人
両方会員登録者数	57人	50人	38人	37人	45人
実利用人数	106人	96人	99人	90人	97人
延べ利用人数	2,732人	2,952人	3,284人	2,805人	2,943人

●量の見込み及び確保方策

(1年あたり延べ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	未就学児	1,511人日	1,460人日	1,413人日	1,385人日
	小学1～3年	921人日	885人日	845人日	810人日
	小学4～6年	970人日	967人日	959人日	922人日
	合計	3,402人日	3,312人日	3,217人日	3,117人日
確保方策	提供会員数	210人	220人	230人	240人
	延べ利用人数	3,402人日	3,312人日	3,217人日	3,117人日
	要確保数	0人日	0人日	0人日	0人日

8) - 1 一時預かり事業（幼稚園型）

対象者	3歳～5歳（在園児）
事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった在園児について、主に昼の時間帯に、認定こども園、幼稚園において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

■現状

本市の認定こども園5か所で一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）、本市の幼稚園8か所で預かり保育を実施しています。（令和6年3月31日現在）

●量の見込み及び確保方策

（1年あたり延べ）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定	1,511人日	1,383人日	1,312人日	1,274人日	1,307人日
	2号認定	25,386人日	23,241人日	22,053人日	21,412人日	21,968人日
	合計	26,897人日	24,624人日	23,365人日	22,686人日	23,275人日
確保方策		40,974人日	40,974人日	40,974人日	40,974人日	40,974人日
要確保数		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

8) - 2 一時預かり事業（幼稚園型以外）

対象者	0歳～5歳（非在園児）
事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった非在園児について、主に昼の時間帯に、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

■現状

本市の保育所（園）3か所において、一時預かり事業（一般型）を実施しています（令和6年3月31日現在）。コロナ禍で、一時預かり数の激減と回復による増減が大きいため、実施状況からは実際のニーズの傾向が見えにくくなっています。今後の利用者人数を注視する必要があります。

●量の見込み及び確保方策

（1年あたり延べ）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
合計	量の見込み	4,045人日	4,033人日	3,827人日	3,716人日	3,812人日
	確保方策	7,200人日	7,200人日	7,200人日	7,200人日	7,200人日
	要確保数	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

対象者	小学1～6年生
事業概要	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

■現状

本市では、市内計19か所において、保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

●放課後児童クラブの実施状況

※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数	19か所	19か所	19か所	19か所	19か所
定員	970人	970人	970人	970人	1,531人
利用児童数	993人	1,097人	1,217人	1,301人	1,368人
小学1～3年	925人	968人	1,020人	1,064人	1,085人
小学4～6年	68人	129人	197人	237人	283人

●確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,415人	1,482人	1,526人	1,527人	1,500人
確保方策	1,825人	1,825人	1,825人	1,825人	1,825人
要確保数	12人	35人	54人	46人	28人

※市全体の確保方策は足りていますが、小学校区別に見た場合は、児童数と利用ニーズが高い

幸房小学校区において、要確保数が必要となる見込みです。

10) 延長保育事業

対象者	0歳～5歳
事業概要	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。

■現状

本市では、30か所の保育所（園）において、通常開所時間である11時間を超えて保育を実施しています。（令和6年3月31日現在）

●11時間を超える保育の実施状況

	令和4年度	令和5年度
実施施設数	29か所	30か所
利用実人数	1,120人	1,080人

●量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,100人	1,063人	1,029人	1,008人	1,016人
実施施設数	31か所（園）	31か所（園）	31か所（園）	30か所（園）	30か所（園）
確保方策	2,200人	2,200人	2,200人	2,191人	2,191人
要確保数	0人	0人	0人	0人	0人

Ⅺ) 病児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業））

対象者		0歳～5歳
事業概要	○病児保育事業 保育を必要とする児童が疾病にかかっている際に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において保育を行う事業。 ○病児・緊急対応強化事業 ファミリー・サポート・センター事業として、病児・病後児を預かる事業。	

■現状

本市では、保育所1か所において、病児及び病後児の保育を実施しています。

●病児及び病後児の保育の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施施設数	1か所	1か所	1か所	1か所
利用延べ人数	56人	222人	276人	254人

●量の見込み及び確保方策

(1年あたり延べ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	423人日	408人日	395人日	387人日	390人日
確保方策	病児保育事業	施設数	1か所	1か所	1か所
	利用延べ人数	960人日	960人日	960人日	960人日
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	40人日	40人日	40人日	40人日
	要確保数	0人日	0人日	0人日	0人日

I 2) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

対象者	私立幼稚園(従来型)在園児の保護者
事業概要	特定子ども・子育て支援施設である私立幼稚園(従来型)を利用する保護者の世帯所得の状況等を勘案して、食事の提供に要する費用の一部を助成する事業。

■現状

令和元年10月から開始している事業です。新制度の対象とならない従来型幼稚園在籍園児のうち、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降のこどもが対象です。

●量の見込み

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
320人	320人	320人	320人	320人

I 3) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

対象者	事業への参入等をしようとする事業者
事業概要	特定教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業について、多様な事業者の能力を活用した設置又は運営を促進するための事業。

■現状

特定教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業への民間の事業者の参入については、法令に基づき、県等の補助制度を活用する形で受け入れを行っています。

■方向性

教育・保育の質を確保し、また、多様化するニーズに応えるため、必要に応じて民間の事業者等の能力の活用について検討します。

14) 子育て世帯訪問支援事業

対象者	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭
事業概要	訪問支援員が家庭訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業。

●量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,423人日	1,641人日	1,846人日	2,047人日	2,240人日
確保方策	1,423人日	1,641人日	1,846人日	2,047人日	2,240人日
要確保数	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

15) 児童育成支援拠点事業

対象者	6歳～17歳
事業概要	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業。

●量の見込み及び確保方策

(1年あたり実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	17人	20人	23人	26人	28人
確保方策	17人	20人	23人	26人	28人
要確保数	0人	0人	0人	0人	0人

I 6) 親子関係形成支援事業

対象者		児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童
事業概要	ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言をおこない、親子間における適切な関係性の構築を図る事業。	

●量の見込み及び確保方策

(1年あたり実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4人	6人	8人	10人	12人
確保方策	4人	6人	8人	10人	12人
要確保数	0人	0人	0人	0人	0人

I 7) 妊婦等包括相談支援事業

対象者		妊娠等
事業概要	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業。	

●妊婦等包括相談支援事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数	1,077回	990回	967回	2,673回

●量の見込み及び確保方策

(1年あたり延べ)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	面談実施回数	2,640回	2,640回	2,640回	2,640回	2,640回
確保方策	こども家庭センター 面談回数	2,640回	2,640回	2,640回	2,640回	2,640回
	上記以外 面談回数	0回	0回	0回	0回	0回
	合計 面談回数	2,640回	2,640回	2,640回	2,640回	2,640回
要確保数		0回	0回	0回	0回	0回

18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

対象者	0歳6か月～満3歳未満（非在園児）
事業概要	満3歳未満の小学校就学前の非在園児について、保護者の就労の有無に関わらず、月一定時間まで、主に昼の時間帯に保育所等で預かる事業。

●量の見込み及び確保方策

(1月あたり実人数)

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	量の見込み	20人	19人	19人	19人
	確保方策	20人	19人	19人	19人
	要確保数	0人	0人	0人	0人
1歳	量の見込み	27人	26人	26人	26人
	確保方策	27人	26人	26人	26人
	要確保数	0人	0人	0人	0人
2歳	量の見込み	22人	22人	21人	21人
	確保方策	22人	22人	21人	21人
	要確保数	0人	0人	0人	0人
合計	量の見込み	69人	67人	66人	66人
	確保方策	69人	67人	66人	66人
	要確保数	0人	0人	0人	0人

※令和8年度開始予定

19) 産後ケア事業

対象者	出産後1年以内の母子
事業概要	出産後に、特に育児支援を要するかたに対し、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。

●産後ケア事業の実施状況 (1年あたり延べ)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	14人	6人	22人

●量の見込み及び確保方策 (1年あたり延べ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	150人	150人	150人	150人	150人
確保方策	150人	150人	150人	150人	150人
要確保数	0人	0人	0人	0人	0人

第5章 施策の展開

I 施策の体系

- 基本目標1 こども・若者の権利と安心安全を社会で守る
- 基本目標2 こども・若者の教育と社会的成长を促进する
- 基本目標3 親子・若者の健康と子育てを応援する

| 施策の体系

基本理念と3つの「基本目標」を達成する為に、「施策の方向」を示し、方向に従った「施策」を定めました。

基本理念

「こども・若者と子育てを地域で支える ふれあいのまち みさと」

基本目標 こども・若者の権利と安心安全を社会で守る		
施策の方向	施策	ページ
(1) 権利と主体性を尊重する	1) こども・若者の権利への理解促進	P.61
	2) 意見表明の機会確保	P.61
(2) 暴力、犯罪、生活困難から守る	1) 虐待・ヤングケアラー・貧困等格差への対応	P.63
	2) いじめ・差別・自殺・不登校・引きこもりからの保護	P.65
	3) 犯罪被害からの保護	P.66
	4) 情報モラルの理解促進	P.67
(3) 事故、災害等から守る	1) 交通被害からの保護	P.69
	2) 災害からの保護	P.70
(4) 社会が協力して支える	1) 支え合う社会づくりの促進	P.72
	2) ワーク・ライフ・バランスの推進	P.73
	3) ユニバーサルなまちづくりの推進	P.74
	4) 結婚・定住支援	P.74
	5) 異文化の理解促進	P.75



基本目標 2 こども・若者の教育と社会的成长を促进する

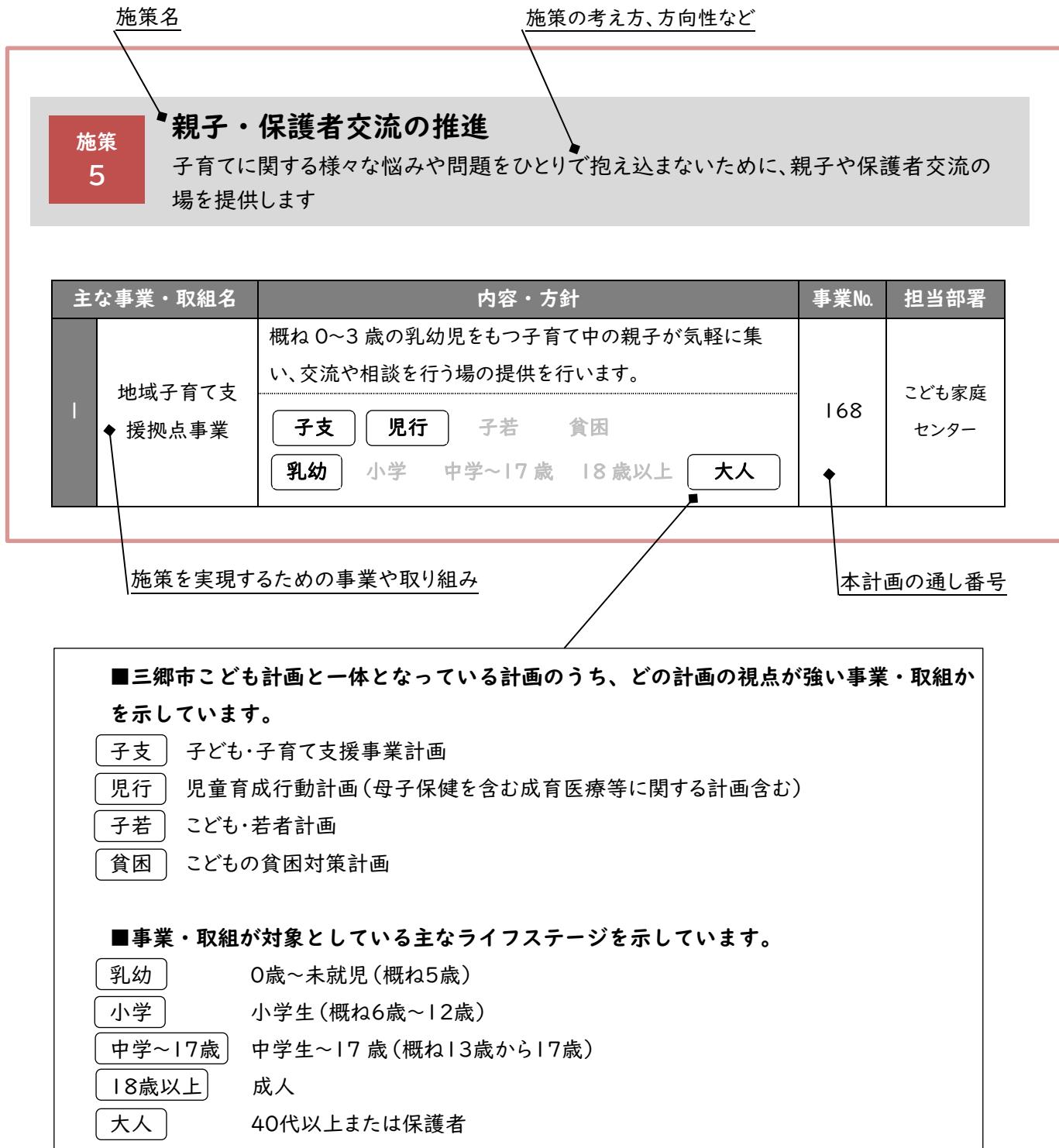
施策の方向	施策	ページ
(1)健全な社会的成长と多様な交流・体験・活躍の機会を提供する	1) こどもへの健全な社会的教育	P.78
	2) こどもの居場所づくり・地域活動の支援	P.79
	3) 多様な交流・体験・活躍機会の提供	P.80
	4) 公園などの整備	P.82
	5) 本を通した学びの充実・推進	P.83
(2)教育環境を充実させる	1) 幼稚園教育の推進	P.86
	2) 学校教育の推進	P.86
	3) 放課後の充実	P.88



基本目標 3 親子・若者の健康と子育てを応援する

施策の方向	施策	ページ
(1)健康を支える	1) 妊娠・出産期からの支援	P.91
	2) 乳幼児の健康・医療体制の確保	P.92
	3) 食・運動・習慣などを通じた健康促進	P.93
(2)障がいや、医療的ケアを要するこどもを支援する	1) 支援体制の充実	P.96
	2) 経済的負担の軽減	P.97
(3)子育てに優しいサービスを提供する	1) 子育てに関する相談体制の充実	P.100
	2) 子育ての経済支援、自立支援等	P.101
	3) 保育施設等の充実	P.103
	4) 子育てサービス・情報の充実	P.105
	5) 親子・保護者交流の推進	P.106

「施策」と「主な事業・取組」の読み方



【各事業についてのより詳細な内容や具体的な内容等について】

本計画（本冊）と一体を成すものとして、事業の詳細や具体的な内容等を別冊に記載しています。別冊では、隨時、事業の詳細について時勢等に応じた速やかな見直しを行うことができます。



基本目標1 こども・若者の権利と 安心安全を社会で守る



めざす姿

- 誰もが権利を尊重され、心身の安全が確保される
- 他者との違いによって、誰も差別的扱いを受けない
- あらゆる暴力が根絶され、事故や犯罪等に巻き込まれない
- こども・若者が生きやすい暮らしを、社会全体で応援している

施策の方向

- (1) 権利と主体性を尊重する >P.60
- (2) 暴力、犯罪、生活困難から守る >P.62
- (3) 事故、災害等から守る >P.68
- (4) 社会が協力して支える >P.71

関連がある SDGs



施策の方向

1

権利と主体性を尊重する

関連がある SDGs



施策がめざす姿

- 誰もが、権利、人格や多様な特質等について知り、尊重する大切さを知る。
- 誰もが、自分の考え、意見、要望などを伝えられる機会がある。

現状と課題

- こども・若者が、権利と主体性を主張し、尊重されるためには、権利と主体性について皆が知ることが大切です。また、障がい、病気、特質などについて、「知らない」ことが恐れや偏見を生み、いじめや差別につながる要因ともなります。こども・若者、大人への理解促進が課題となっています。
- こども・若者が、広く大人と関わる機会は少なく、自分の考え、意見、要望などを伝え、伝えたいと思える機会は十分ではありません。こども・若者が、大人に思っていることを伝えられる機会が、誰にでも用意されていることが大切です。

施策の方向Ⅰ 権利と主体性を尊重する

施策
1

こども・若者の権利への理解促進

こども・若者・大人が、様々な人権等への理解を深める取り組みを推進します。

主な事業・取組名		内容・方針	事業No.	担当部署
1	人権セミナー	<p>市民の人権意識高揚のため、様々な人権課題に関する講座を継続的に実施します。</p> <p>子支 児行 子若 貧困</p> <p>乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	1	生涯学習課
2	学校人権教育	<p>こどもや女性などの各種人権課題の解決に向け、教育活動全体を通して教育します。</p> <p>子支 児行 子若 貧困</p> <p>乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	2	指導課
3	障がい等についての理解促進	<p>障がいがあるかたと接する機会の少ない人にも、障がい等について知る機会を提供します。</p> <p>子支 児行 子若 貧困</p> <p>乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	3	障がい福祉課

施策
2

意見表明の機会確保

こどもが自らの意見を表明できる機会を確保します。

主な事業・取組名		内容・方針	事業No.	担当部署
1	少年の主張大会の推進	<p>青少年が日頃、学校生活、友達関係や家族、社会に思うことなどをテーマに抱負や意見などを発表します。</p> <p>子支 児行 子若 貧困</p> <p>乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	4	青少年課
2	意見聴取・意見反映の取組	<p>アンケート調査や意見箱、その他の意見聴取の取組について検討・実施し、意見反映に努めます。</p> <p>子支 児行 子若 貧困</p> <p>乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	5	関係各課

施策の方向

2

暴力、犯罪、生活困難から守る

関連がある SDGs



施策がめざす姿

- あらゆる社会生活の困難について、情報を知り、相談ができ、支援される。
虐待・いじめ・差別等のあらゆる暴力や犯罪、自傷・ヤングケアラー・引きこもり・貧困・格差等のあらゆる困難の解消に努める。

現状と課題

- 虐待、こどもが家事や介護に追わられて遊びや勉強ができない、必要な情報が届かないなどの問題をかかえるこどもは、少なくありません。早期に発見し、必要な支援につなげるなど、生活困難から守る必要があります。
- インターネットを利用したいじめや犯罪、生きる希望が持てないこどもの自殺や不登校等が社会問題となっています。身を守る知識を得る機会や、相談や支援の体制があること、犯罪情報等を知ってもらうことが大切です。
- 病気や貧困、家庭の事情など、支援が必要なこどもに対しては、将来に向けてより良い生活環境につなげられるよう、必要な支援について検討することが重要です。
- こどもを狙った犯罪は、手法や被害状況も様々となっています。犯罪状況を注視し、関係機関と連携し、犯罪防止や再犯防止等に努める必要があります。

施策の方向2 暴力、犯罪、生活困難から守る

施策
1

虐待・ヤングケアラー・貧困等格差への対応

児童虐待では訪問による見守り、貧困では学習支援や配食サービスなど、状況に応じた生活困難への対応を実施します。

主な事業・取組名	内容・方針	事業No.	担当部署									
1 広報・啓発活動 (児童虐待防止)	<p>児童虐待防止のための広報・啓発活動などを、市ホームページや公共施設等で行います。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	6	こども家庭センター
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
2 通報システムの確立 (児童虐待防止)	<p>市民や関係機関からの虐待等の通報に迅速に対応するため、警察や児童相談所と連携します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	7	こども家庭センター
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
3 訪問型家庭支援事業	<p>養育不安等を抱える家庭を訪問し、児童や家庭状況の確認、生活習慣や養育環境の改善について助言します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	8	こども家庭センター
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
4 要保護児童対策地域協議会	<p>虐待や保護者のいない児童などの保護や家庭への支援方針を検討・決定します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	9	こども家庭センター
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
5 ヤングケアラーへの支援	<p>ヤングケアラーとなっているこどもに対し、関連部署が連携し、包括的な支援を行います。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	10	ふくし総合支援課 関係各課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
6 児童等配食サービス事業	<p>日々の食事が十分でない児童等に対して、1日1回お弁当等の食事を提供し、当該児童等の安全確認を行います。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	11	こども家庭センター
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								

施策の方向2 暴力、犯罪、生活困難から守る

主な事業・取組名		内容・方針	事業No.	担当部署
7	子どもの学習・生活支援事業	<p>生活保護世帯と生活困窮者世帯の小学6年生、中学生、高校生に対し、学び直しの機会を提供します。</p> <p>子支 児行 子若 貧困</p> <p>乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	12	ふくし総合支援課
8	生活困窮者支援制度	<p>生活困窮に至る前の段階から、専門相談員が、生活や仕事、家族、健康など困っていることの解決に向けて支援します。</p> <p>子支 児行 子若 貧困</p> <p>乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	13	ふくし総合支援課
9	交通遺児奨学金支給事業	<p>交通事故によって遺児となった児童・生徒に経済的援助を与え、健全な育成を図ります。</p> <p>子支 児行 子若 貧困</p> <p>乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	14	学務課
10	準要保護児童生徒就学援助 (学校給食費)	<p>経済的理由で就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学校給食費を支給します。</p> <p>子支 児行 子若 貧困</p> <p>乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	15	学務課
11	要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給事業 (学用品費等)	<p>経済的理由で就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費等・修学旅行費・新入学用品費を援助します。</p> <p>子支 児行 子若 貧困</p> <p>乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	16	学務課

施策の方向2 暴力、犯罪、生活困難から守る

施策
2

いじめ・差別・自殺・不登校・引きこもりからの保護

様々な原因により引き起こるため、早期発見、相談体制、教育など総合的な支援体制で対応に努めます。

主な事業・取組名	内容・方針	事業No.	担当部署
1 いじめ不登校 対策事業	<p>いじめ・不登校の早期発見、早期対応、未然防止のために、心の教育の推進と豊かな体験活動の充実、教職員の研修を推進します。</p> <p>子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	17	指導課
2 教育相談	<p>学校における教育相談を充実させ、全ての中学校にさわやか相談員を配置し、教員による指導・教育相談を支援します。</p> <p>子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	18	指導課
3 自殺予防対策 の推進	<p>自殺の現状について実態を把握し、自殺対策を総合的に推進するための計画を策定し、推進します。</p> <p>子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	19	健康推進課
4 SOSの出し方 に関する教育	<p>生徒が、ストレスへの対処方法について理解し、危機的状況で周囲に助けを求める必要性を認識できるようにします。</p> <p>子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	20	健康推進課
5 福祉に関する 総合相談	<p>福祉分野に関する引きこもりなど様々な相談を受け、担当課と連携しながら各種福祉サービスの紹介を行います。</p> <p>子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	21	ふくし総合 支援課

【関連】事業No.1～3 施策1こども・若者の権利への理解促進

施策の方向2 暴力、犯罪、生活困難から守る

**施策
3**

犯罪被害からの保護

見守り、通報、保護などの取組により、犯罪被害からこどもを守ります。

主な事業・取組名		内容・方針	事業No.	担当部署									
1	防犯のまちづくりの推進	<p>三郷市防犯のまちづくり推進条例に基づき、防犯ステーション、青色防犯パトロールなどを実施します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	22	生活安全課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
2	子ども110番の家	<p>犯罪等から助けを求めてきたこどもを保護し、警察へ通報等を行うボランティア活動で、市はマニュアル等を交付します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	23	青少年課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
3	子ども見守り活動	<p>青少年育成団体を中心とした、長期休業前中後のパトロール活動を支援します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	24	青少年課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
4	児童福祉施設等における防犯対策強化	<p>施設等の防犯体制の整備、防犯設備整備、整備費用の補助金交付など、犯罪抑止と犯人の早期逮捕につなげます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	25	関係各課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									

【関連】三郷市交通安全計画

施策の方向2 暴力、犯罪、生活困難から守る

施策
4**情報モラルの理解促進**

日常生活の中で必要となる情報セキュリティやネットワーク上のマナー、ルールなどについて、理解を促進します。

主な事業・取組名	内容・方針	事業No.	担当部署
1 情報モラル教育の推進	<p>学校で、インターネットを巡る現状を正しく理解してもらい、インターネットを通じたいじめ、トラブル等防止を図ります。</p> <p>子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	26	指導課
2 情報モラルの周知・啓発	<p>ケータイルール等の周知、啓発、実態調査などを実施します。</p> <p>子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	27	青少年課

施策の方向

3

事故、災害等から守る

関連がある SDGs

2 食糧を
ゼロに



3 すべての人に
健康と福祉を



11 住み続けられる
まちづくりを



施策がめざす姿

- 皆が交通ルールを知り、安全を心掛ける。
- 歩道、街灯、ガードレールなど交通安全設備等が整備されている。
- 災害の予防、災害時対応、復旧に向けて備える。

現状と課題

- 大型自動車の交通量が多く、自動車の走行スピードが速い、歩道が狭いと感じているこどもが多く、特に通学路においては安全を確保する必要があります。
- 日本各地で、災害や地震による大規模な被害が頻発しています。近年、本市においては大規模な被害は発生していませんが、国、県、市、民間企業や団体、住民等が協力してこども・若者を守る十分な対策をとっておく必要があります。

施策の方向3 事故、災害等から守る

施策
1

交通被害からの保護

交通ルールを周知し、安全な交通環境の整備に努めます。

主な事業・取組名	内容・方針	事業No.	担当部署									
1 交通安全教室	<p>学校等を通じて、安全教育指導員などによる交通安全教室を実施します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	28	生活安全課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
2 通学時の交通安全指導	<p>各小学校の通学路において、交通指導員が通学時に立哨指導を実施します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	29	生活安全課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
3 路面標示設置	<p>道路交差点での注意喚起のための路面標示や歩道のない通学路で、グリーンベルト標示などを整備します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	30	生活安全課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
4 道路照明灯設置	<p>交差点、横断歩道、通学路等に道路照明灯を設置します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	31	生活安全課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
5 歩道整備事業	<p>歩道の整備、ガードレールやポールなどの交通安全施設を設置します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	32	道路課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
6 水路上部歩道活用事業	<p>水路に歩行者用通路(避難路)を確保するため、水路蓋架けを実施します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	33	河川課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								

施策の方向3 事故、災害等から守る

**施策
2**

災害からの保護

災害予防から、災害時の対応、復旧まで、あらゆる災害を想定し、計画的に災害に備えます。

主な事業・取組名		内容・方針	事業No.	担当部署
1	地域防災の推進	<p>災害時備蓄品の充実や、防災訓練の実施、災害や復旧時の関係機関との連携など、総合的な防災対策に努めます。</p> <p>子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	34	危機管理防災課
2	災害に強い施設づくりの推進	<p>施設改修に合わせて非構造部（天井・窓ガラス等）の耐震化、マンホールトイレやかまどベンチ等の設備導入について検討します。</p> <p>子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	35	関係各課
3	児童福祉施設の災害対応マニュアル等の整備	<p>各施設において、災害対応マニュアル等を常備し、非常時に備えます。</p> <p>子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	36	関係各課
4	防災教育	<p>防災訓練や着衣水泳指導など、災害から守る教育の推進に努めます。</p> <p>子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	37	関係各課

基本目標1 こども・若者の権利と安心安全を社会で守る

施策の方向

4**社会が協力して支える**

関連がある SDGs

**施策がめざす姿**

- 男女、官民学等がともに協力し、地域、家庭、社会生活を支え合える。
- 誰もが暮らしやすいまちである。

現状と課題

- 令和5年9月に、三郷市長が「こどもまんなか応援サポーター」を宣言しました。「こどもまんなか」は、国が推進している、年齢や性別を問わず全ての人がこどもや子育て中の方々を応援する、社会全体の意識改革を後押しする取組です。市、市民、企業、学校、地域等が、こども・若者・子育て家庭などを応援できる社会づくりが大切です。
- 女性の社会進出が進み、男性の家事育児参加も進みつつあります。仕事と生活のバランスを良好に保ち、男女がともに家庭や地域で生き生きと社会生活を営むことが、こども・若者の良好な育成環境に重要です。
- 様々な国の人々、障がい者、高齢者、こども、若者など、誰にとっても分かりやすく、参加しやすく、暮らしやすい配慮が必要です。

施策の方向4 社会が協力して支える

施策
1

支え合う社会づくりの促進

国、県、企業、団体、男女、地域、学校などが連携し、協力して、こども・若者の成長や子育てを応援する社会づくりに努めます。

主な事業・取組名	内容・方針	事業No.	担当部署									
1 こどもまんなか 応援ソーター	<p>全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するためにできることを検討・実行し、社会全体の意識改革を後押しします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	38	関係各課 こども政策 課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
2 官・民・学連携 の推進	<p>各事業で官・民・学連携について検討し、サービスの維持、質の向上を図り、社会全体で支える機運醸成を図ります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	39	関係各課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
3 男女共同参画 の情報発信	<p>公共施設等に情報コーナーを設置するなど、男女共同参画に関する様々な情報を発信します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	40	人権・男女 共同参画課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
4 女性相談	<p>女性が抱える女性特有の悩みや問題等についてカウンセリングし、男女が支え合う社会づくりを推進します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	41	人権・男女 共同参画課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
5 父親の子育て 参加の促進	<p>父親の参加できる親子講座を実施するなど、父親の子育て参加を促進します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	42	こども家庭 センター こども政策 課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								

【関連】男女共同参画社会づくり条例の推進、第5次みさと男女共同参画プランの推進

施策の方向4 社会が協力して支える

施策
2

ワーク・ライフ・バランスの推進

子育て家庭などにおける仕事と生活の調和が適切に保てるよう、市民や市内企業等へ働きかけます。

主な事業・取組名		内容・方針	事業No.	担当部署									
1	ワーク・ライフ・バランスの啓発	<p>ポスターの掲示やリーフレットの設置などにより、ワーク・ライフ・バランスに関する情報を周知します。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	43	人権・男女 共同参画課 商工観光課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
2	育児休業・介護 休業制度の 普及の啓発	<p>男女雇用機会均等法、育児休業制度、介護休業制度等についての情報を周知します。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	44	人権・男女 共同参画課 商工観光課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
3	企業担当者 向け啓発活動	<p>誰もが働きやすい職場づくりを推進してもらうため、市内企業担当者に向けて、資料配布・説明等の啓発活動を行います。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	45	人権・男女 共同参画課 商工観光課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
4	労働等に関する 相談事業	<p>労働や就職に関する悩み相談、内職相談など、相談員が情報提供や指導・助言等を行います。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	46	商工観光課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									

施策の方向4 社会が協力して支える

**施策
3**

ユニバーサルなまちづくりの推進

「三郷市地域福祉計画」に基づき、バリアフリーのまちづくりとして、情報、読書など様々な分野での取組を推進していきます。

主な事業・取組名		内容・方針	事業No.	担当部署
1	ユニバーサルデザインの推進	ユニバーサルデザインに配慮し、こどもと子育て世代の生活環境に配慮します。 子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人	47	関係各課
2	公園施設のバリアフリー化及びインクルーシブ化	誰もが利用できるよう、公園施設のバリアフリー化及びインクルーシブ化を進めます。 子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人	48	みどり公園課
3	情報バリアフリーの推進	点字図書等の給付、手話講座の開催、情報アクセシビリティ向上など、誰もが情報にアクセスしやすい環境を整備します。 子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人	49	障がい福祉課 関係各課

**施策
4**

結婚・定住支援

若者が結婚や定住に希望を持てるよう、結婚に関する支援や、成婚後の生活に関する支援を実施します。

主な事業・取組名		内容・方針	事業No.	担当部署
1	結婚支援	結婚を誠実に希望するかたに向けて結婚に関する情報提供など、支援を実施します。 子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人	50	こども政策課
2	結婚新生活支援	若者の成婚後の新生活を応援する取組を実施し、成婚後の定住を促進します。 子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人	51	こども政策課 関係各課

施策の方向4 社会が協力して支える

施策
5

異文化の理解促進

行政サービスの多言語対応に努めるとともに、国や地域の伝統や文化についての理解促進に努めます。

主な事業・取組名	内容・方針	事業No.	担当部署									
1 外国人への通訳・情報提供	<p>庁内における行政手続きの通訳・英語版情報誌の発行など、日本語での意思疎通が困難な相談者に対応します。</p> <table border="1"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	52	市民活動支援課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
2 多言語への対応	<p>市が発信する情報や施設表示など、利用者ニーズを捉えて必要に応じて多言語に対応します。</p> <table border="1"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	53	関係各課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
3 国際交流の推進	<p>ギリシャ共和国との国際交流など、文化、教育、スポーツ等様々な分野で国際交流を推進します。</p> <table border="1"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	54	関係各課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								



基本目標2 こども・若者の教育と 社会的成長を促進する



めざす姿

- こども・若者が、自分自身で生きる力を身に付ける
- 多様な経験により、生き生きと育つ
- 誰もが平等に学ぶことができる
- 放課後も、こども・若者が過ごせる場所がある

施策の方向

- (1) 健全な社会的成长と多様な交流・体験・活躍の機会を提供する ➤P.77
- (2) 教育環境を充実させる ➤P.85

関連がある SDGs



基本目標2 こども・若者の教育と社会的成长を促进する

施策の方向

1

健全な社会的成长と多様な交流・体验・活躍
の機會を提供する

関連がある SDGs



施策がめざす姿

- こども・若者が、社会生活を営むための基本的な倫理観、自制心、自立心、社会性等を身に付ける。
- 誰もが、交流・体験・活躍など多様な体験から多くを学び、自己肯定感や希望を感じて生き生き育つ。
- こども・若者が、安心して過ごせる場所がある。

現状と課題

- 共働き世帯の増加、コロナ禍や地域活動の減少等に伴い、こども・若者が多くの大人や社会活動に関わり、健全な社会的成长をする機会が減少傾向にあります。基本的な倫理観、自制心、自立心、社会性等を身に付けるために、積極的に学びを提供する機会を設けることが大切です。
- 豊かな感性、創造性、社会性等を育むためには、多様な体験による学びが大切です。ICT化や技術発展が進む中、時代の流れに対応した体験が求められます。
- 様々な社会、民族的背景、異なる性別、性的指向など、人々が持つ多種多様なバックグラウンドの違いを尊重し、誰もが交流・体験・活躍の機会を得る必要があります。

施策の方向Ⅰ 健全な社会的成長と多様な交流・体験・活躍の機会を提供する

施策
1

こどもへの健全な社会的教育

社会生活を営むための基本的な倫理観、自制心、自立心、社会性等を身に着けられるよう、見守り、教育し、支援します。

主な事業・取組名	内容・方針	事業No.	担当部署									
1 青少年育成事業	<p>地域活動において次代を担う青少年リーダーの人材育成のため、防災、野外活動など様々な体験活動をします。</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	55	青少年課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
2 青少年育成団体補助事業等	<p>地域の青少年健全育成活動を支援するため、関係協議会等へ補助金を交付します。</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	56	青少年課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
3 青少年育成団体運営支援	<p>青少年教育、健全育成を推進するため、関係協議会の事務局運営や運営の支援をします。</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	57	青少年課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
4 青少年問題協議会	<p>青少年の指導、育成、保護、矯正に関する総合的な施策等について審議します。</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	58	青少年課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
5 非行・被害防止啓発事業	<p>国等と連携し、非行や犯罪被害等についての市民の理解と関心を深め、機運を盛り上げる啓発事業を実施します。</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	59	青少年課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
6 子供・若者育成支援啓発事業	<p>国等と連携し、こども・若者の健やかな育成支援に資する行事や広報啓発活動の実施に取り組みます。</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	60	青少年課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								

施策の方向Ⅰ 健全な社会的成長と多様な交流・体験・活躍の機会を提供する

計画策定の
三郷市の
状況

計画の基本
的な考え方
確保方策
量の見込、

施策の展開
基本目標1

基本目標2

基本目標3
計画の推進
一体とした
資料

主な事業・取組名		内容・方針	事業No.	担当部署									
7	集まれ みさとの子	<p>市内の適応指導教室を対象に、学校生活へ復帰するためのきっかけとなるような様々な体験プログラムを実施します。</p> <table border="1"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	61	青少年課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
8	性に関する指導 の充実	<p>性に関する知識や性感染症予防についての理解を、学校の保健体育の授業などで深めます。</p> <table border="1"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	62	指導課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
9	喫煙、飲酒、薬物乱用の防止 教育の推進	<p>喫煙、飲酒、薬物乱用の防止についての理解を学校の保健体育の授業などで深めます。</p> <table border="1"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	63	指導課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									

施策
2

子どもの居場所づくり・地域活動の支援

過ごす場所・時間・人との関係性全てが「居場所」になり得ます。遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態も含めて検討し、整備に努めます。

計画策定の
三郷市の
状況

計画の基本
的な考え方
確保方策
量の見込、

施策の展開
基本目標1

基本目標2

基本目標3
計画の推進
一体とした
資料

主な事業・取組名		内容・方針	事業No.	担当部署									
1	子どもの居場所 づくりの推進	<p>様々な事業の目的や取り組みのなかで、こども・若者の「居場所」について検討します。</p> <table border="1"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	64	関係各課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
2	民間団体等に よる子どもの居 場所活動支援	<p>民間団体等が運営する「子どもの居場所」に関する情報提供、周知、セミナー開催、相談、寄付の受付などを行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	65	こども政策 課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
3	児童館運営 事業	<p>18歳未満のこどもが自由に利用する施設を運営し、居場所づくりに努めます。</p> <table border="1"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	66	こども政策 課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									

施策の方向Ⅰ 健全な社会的成長と多様な交流・体験・活躍の機会を提供する

**施策
3**

多様な交流・体験・活躍機会の提供

こども・若者の社会的成長に資する、ニーズを捉えた機会を創出し、参加しやすいきっかけづくりに努めます。

主な事業・取組名	内容・方針	事業No.	担当部署									
1 こども フォーラム	<p>青少年活動の成果発表や地域の方々とのセッションを企画し、コミュニティの活性化と青少年の健全育成を図ります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	67	青少年課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
2 ふれあい交流 事業	<p>学校や学年の違う仲間と協力する機会を創出するため、青少年団体が、小・中学生に体験活動などを実施します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	68	青少年課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
3 青少年団体 育成・支援	<p>地域活動を行う青少年リーダーの養成及び育成に努めます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	69	青少年課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
4 二十歳の つどい	<p>20歳という節目を人生の通過儀礼として捉え、20歳を迎える若者を祝い励ます式典を実施します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	70	青少年課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
5 世代を超えた 人々がつながる 機会の創出	<p>各公共施設において、世代を限定せずに、複数の世代が気軽に参加できる事業を実施します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	71	市民活動支 援課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
6 巡回軽スポーツ 事業	<p>誰もが気軽に楽しめるニュースポーツ等を紹介し、スポーツに興味を持つきっかけを増やします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	72	スポーツ振 興課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								

施策の方向Ⅰ 健全な社会的成長と多様な交流・体験・活躍の機会を提供する

計画策定の
概要
三郷市の
状況
的な考え方
計画の基本
確保方策
量の見込、

施策の展開
基本目標1

基本目標2

基本目標3
計画の推進

一体とした
資料

主な事業・取組名		内容・方針	事業No.	担当部署									
7	総合体育館事業	<p>体育館でスポーツ教室や大会等を実施し、こども達が気軽にスポーツに参加できるようにします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	73	スポーツ振興課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
8	補助金交付団体の主催事業(スポーツ少年団等)	<p>自主的活動を行うスポーツ団体を支援し、市内のスポーツ活動を活発化します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	74	スポーツ振興課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
9	おもしろ遊学館事業	<p>地域の支援で、理科実験教室・算数教室・英会話教室、入試講座等、教育課程にとらわれない学習講座を行います。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	75	指導課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
10	親子環境教室	<p>親子の環境関連の施設見学会を実施し、環境についての理解を深め、親子で環境について考えるきっかけとします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	76	クリーンライフ課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
11	バスの乗り方教室の開催	<p>小学生に、路線バスの乗り方や乗車マナー等を体験してもらい、体験学習の機会とします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	77	都市デザイン課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									

【関連】三郷市スポーツ推進計画

施策の方向Ⅰ 健全な社会的成長と多様な交流・体験・活躍の機会を提供する

施策
4

公園などの整備

「三郷市緑の基本計画」において将来像を「みどりと"友"に健やかに成長するガーデンシティみさと」としており、都市公園の整備や緑のまちづくりに取り組んでいきます。

主な事業・取組名		内容・方針	事業No.	担当部署									
1	公園の整備	<p>市民に求められる公園、広場の面積や機能などニーズを捉えて、必要な整備に努めます。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	78	みどり公園課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
2	公園施設の維持管理	<p>公園、広場施設の点検、修繕、害虫駆除、樹木の手入れなど、維持管理を行います。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	79	みどり公園課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
3	花と緑を生かした場所の創造	<p>緑地の保全、緑化の推進、緑の道、休憩スポットなど、花と緑豊かなまちを目指します。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	80	みどり公園課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									

【関連】事業No.48 公園施設のバリアフリー化及びインクルーシブ化

施策の方向Ⅰ 健全な社会的成長と多様な交流・体験・活躍の機会を提供する

施策
5

本を通した学びの充実・推進

三郷市は「日本一の読書のまち」を宣言しており、今後も「日本一の読書のまち三郷推進計画」に基づき、文化のかおり高いまちを目指して読書活動を推進します。

主な事業・取組名	内容・方針	事業No.	担当部署								
1 子ども司書	<p>小学6年生が、子ども司書養成講座を受講し、認定後、子ども司書としておはなし会や行事等に参加します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上 大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上 大人	81	日本一の読書のまち推進課
子支	児行	子若	貧困								
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上 大人								
2 学校司書	<p>学校図書館の活用や読書環境の整備のため、学校司書を配置し、読書を通じて児童生徒の学習及び生活の豊かさの充実を図ります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上 大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上 大人	82	学務課
子支	児行	子若	貧困								
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上 大人								
3 ブックトーク	<p>本に触れるきっかけづくりとして、市内全小学校3年生に1つのテーマを軸に本の紹介を行い、貸出します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上 大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上 大人	83	日本一の読書のまち推進課
子支	児行	子若	貧困								
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上 大人								
4 ブックスタート事業	<p>生まれた全ての赤ちゃんとその保護者に、絵本をプレゼントし、絵本を通した様々なきっかけを届けます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上 大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上 大人	84	日本一の読書のまち推進課
子支	児行	子若	貧困								
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上 大人								
5 らんどせるブックよもよも事業	<p>新1年生へ本を1冊と、希望の方に図書館利用券をプレゼントし、読書の楽しさを知るきっかけとします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上 大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上 大人	85	日本一の読書のまち推進課
子支	児行	子若	貧困								
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上 大人								
6 ホップステップジャンプ事業	<p>ふれあいブックワゴンを活用し、希望する幼稚園、保育所等に乳幼児向け絵本セットの貸出や出張お話し会を行います。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上 大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上 大人	86	日本一の読書のまち推進課
子支	児行	子若	貧困								
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上 大人								

施策の方向Ⅰ 健全な社会的成長と多様な交流・体験・活躍の機会を提供する

主な事業・取組名	内容・方針	事業No.	担当部署
7 図書館事業	<p>図書館で、星空観望会、おはなし会、かがくあそび、クリスマス会などの催事を実施します。</p> <p>子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	87	日本一の読書のまち推進課

【関連】事業No.91 学校における夢応援プロジェクト

基本目標2 こども・若者の教育と社会的成长を促进する

施策の方向

2

教育環境を充実させる

関連がある SDGs



施策がめざす姿

- 誰もが、発達段階等に応じ、適切な教育を受けられる。
- 家庭、幼稚園や保育所、学校、地域等が連携して教育環境を支える。
- 放課後に、こどもが安心・安全に過ごせる場が確保されている。

現状と課題

- 技術革新、ICT化、少子化、グローバル化が進むなど、こども・若者が社会の一員として自立するために求められるものは変化し、より高度になっています。三郷市教育委員会では、三郷市教育施策大綱に基づき方針を定めており、今後もより質の高い教育環境を充実させる必要があります。
- 家庭環境や個人特性等が多様化する一方で、職員不足、預かり児童数の確保、利用者増加に伴う預かり時間や運用についてのニーズへの対応が課題となっています。家庭、幼稚園や保育所、学校、地域、行政等が連携して教育環境等を支えることが求められています。

施策の方向2 教育環境を充実させる

施策 1

幼稚園教育の推進

幼稚園、認定こども園は、人間形成の基礎が築かれる幼児教育の場の1つです。
利用希望者が利用できるよう、運営を支援します。

主な事業・取組名	内容・方針	事業No.	担当部署									
1 認定こども園の運営支援	<p>幼稚園と保育所両方の機能をもつ「認定こども園」に対し、給付費や補助金を交付し、安定した運営を支援します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	88	すこやか課 こども政策課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
2 私立幼稚園への補助金交付事業	<p>市内の幼稚園に私立幼稚園運営費補助金・三郷市私立幼稚園協会補助金を交付することで運営を補助します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	89	教育総務課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								

施策 2

学校教育の推進

「三郷市教育施策大綱」、「三郷市教育行政の基本方針」に基づき、質の高い教育の実現に向け施策を推進していきます。

主な事業・取組名	内容・方針	事業No.	担当部署									
1 学力向上推進事業	<p>児童生徒の学力の向上を図るため、学力向上3ヶ年計画を策定し、事業を具体化します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	90	指導課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
2 学校における夢応援プロジェクト	<p>学校での取組をとおして、子どもの主体的・意欲的な読書活動の推進、英語教育の充実、ICT教育の充実を促進します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	91	指導課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
3 体力の向上	<p>仲間と豊かに関わり、運動の楽しさを味わうことができる体育授業及び体育的活動の充実を通して、市内小・中学生の体力向上に努めます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	92	指導課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								

施策の方向2 教育環境を充実させる

主な事業・取組名		内容・方針	事業No.	担当部署
4	就学支援委員会	関係部署、機関と連携し、就学支援対象者の早期把握、保護者への対応、学校選択時の情報提供などの支援をします。 子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人	93	指導課
5	幼・保・小・中の連携	学校間の連携を深め、小1プロブレム、中1ギャップの諸問題を未然に防ぐことを目指します。 子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人	94	指導課 関係各課
6	出前講座	市内小・中学校において、総合学習として、体験型環境学習などの出前講座を実施します。 子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人	95	関係各課 クリーンライフ課

計画策定の
概要
三郷市の
状況

計画の基本
的な考え方
確保方策
量の見込、

施策の展開
基本目標1

基本目標2

基本目標3
計画の推進

一体とした
計画
資料

施策の方向2 教育環境を充実させる

**施策
3**

放課後の充実

学校施設の活用を中心に、子どもの居場所、その他の多様な交流・体験・活躍の場などと併せて、放課後の充実に努めます。

主な事業・取組名	内容・方針	事業No.	担当部署									
1 放課後児童クラブ運営の充実	<p>保護者の就労等により昼間家庭が留守になっている小学生児童の健全な育成を支援します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	96	教育総務課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
2 放課後子ども教室推進事業	<p>放課後の学校施設を活用し、地域の参画を得て、子ども達が楽しく安心して過ごせる体験活動等の場を提供します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	97	生涯学習課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
3 校庭の遊び場開放事業	<p>子どもの遊び場として、毎月第1・3・5土曜日に小学校の校庭を遊び場として開放します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	98	青少年課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								



基本目標3 親子・若者の健康と 子育てを応援する



めざす姿

- 安心して妊娠・出産・子育てができる
- こども・若者の健康・医療体制が整い、健康的に育つ
- 障がいや、医療的ケアを要するこどもも、誰もが支援される
- 子育てサービスが充実し、不安と経済負担が軽減する

施策の方向

- (1) 健康を支える >P.90
- (2) 障がいや、医療的ケアを要するこどもを支援する >P.95
- (3) 子育てに優しいサービスを提供する >P.99

関連がある SDGs



施策の方向

1

健康を支える

関連がある SDGs



施策がめざす姿

- 妊婦が、安心・安全に出産できる。
- 乳幼児期からの健康について、医療・相談・情報提供体制が整っている。
- 健康と食・運動・習慣などの関係を知り、興味を持つ。

現状と課題

- 若年妊婦や望まない妊娠、経済的困窮等の事情がある場合、妊娠届出の遅れや妊婦健診未受診等の恐れがあります。また、自発的に相談を求めない子育て家庭では、不安の把握が困難で、健康的な生活のために必要な支援が届きにくいのが現状であり、様々な機会を捉えて対象者を把握する必要があります。外国籍や生活保護を受けている妊婦も増えており、誰ひとり取り残さない支援の充実が求められています。
- 乳幼児期は、免疫力や発育がまだ安定しておらず、予防接種をはじめ健康保持、発育・栄養状態の確認、先天的な病気の有無・早期発見についてサポートします。
- 乳幼児の発達障がいを診察する病院や精密検査を受けられる病院が少なく、診察や療育につながるまで期間を要しているのが現状です。情報収集し、2次相談の充実、発達支援センターと協力していく必要があります。
- 共働き家庭が増え、食・運動・その他生活習慣なども様々となっています。親子に食や栄養の大切さ、体を動かす楽しさなどを伝えることが重要です。

施策の方向Ⅰ 健康を支える

施策
1

妊娠・出産期からの支援

妊娠・出産にかかる母子の心身の負担は大きいため、母子の状況に応じて、様々な面からサポートを実施します。

主な事業・取組名		内容・方針	事業No.	担当部署									
1	妊娠婦健康診査等事業	<p>安全に出産ができるよう、妊娠届出時に、母子健康手帳とともに妊娠婦健康診査等助成券を交付します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	99	こども家庭センター
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
2	助産施設入所相談	<p>妊娠が、必要があるのに経済的な理由で入院助産を受けることができない場合に、出産費用を助成します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	100	こども家庭センター
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
3	未熟児養育医療費支給事業	<p>身体の発達が未熟なまま生まれた赤ちゃんに必要な医療が行われるよう、医療費を助成します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	101	こども家庭センター
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
4	産後ケア事業	<p>出産後に心身の不調や育児不安等があり、かつ、十分な家事及び育児などの援助が受けられない母子に、宿泊・通所による休養、心身のケア、授乳指導、育児指導等を行います。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	102	こども家庭センター
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
5	母子健康教育事業	<p>離乳食教室や健康教育など、妊娠、出産、育児に伴う健康に関する正しい知識の普及啓発をします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	103	こども家庭センター
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
6	乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業	<p>子どもが生まれた全ての家庭に専門職が訪問し、親子の健康状態の確認や情報提供、相談などを行います。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	104	こども家庭センター
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									

施策の方向Ⅰ 健康を支える

主な事業・取組名		内容・方針	事業No.	担当部署
7	三郷市国民健康保険 出産育児一時金の支給	<p>出産等に関する費用負担軽減のために、被保険者に対して出産時に一定の金額を支給します。</p> <p>子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	105	国保年金課
8	三郷市国民健康保険 出産費資金の貸付	<p>出産費を一時的に全額負担することが困難な被保険者に、出産前に出産育児一時金の8割を上限として貸し出します。</p> <p>子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	106	国保年金課
9	産前産後期間の国民健康保険税免除	<p>産前産後期間に就労が困難となる出産被保険者に対し、経済的な支援として、国民健康保険税を免除します。</p> <p>子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	107	国保年金課

施策 2

乳幼児の健康・医療体制の確保

乳幼児期の、健康保持、発育・栄養状態の確認、先天的な病気の早期発見に向けてサポートします。

主な事業・取組名		内容・方針	事業No.	担当部署
1	乳幼児健康診査	<p>1か月児、4か月児、9か月児、1歳8か月児、3歳6か月児、5歳児の健康診査を実施します。</p> <p>子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	108	こども家庭センター
2	健康診査未受診状況調査	<p>乳幼児健康診査の未受診者に対して、保健師やケースワーカーが訪問、受診を勧奨し、必要な支援につなげます。</p> <p>子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	109	こども家庭センター
3	こども医療費支給事業	<p>こどもが必要とする医療が容易に受けられるよう、医療保険制度で医療機関に支払った医療費の一部を支給します。</p> <p>子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	110	こども家庭センター

施策の方向Ⅰ 健康を支える

計画策定の
概要
三郷市の
状況
計画の基本
的な考え方
量の見込、
確保方策
施策の展開

基本目標1
基本目標2

基本目標3

計画の推進
一体とした
資料

主な事業・取組名		内容・方針	事業No.	担当部署									
4	乳幼児期の 予防接種	<p>市内指定医療機関で個別接種を実施しています。市では、予診票配布、方法やスケジュールの周知、勧奨等を行います。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	111	健康推進課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
5	小児救急医療 対策	<p>休日、夜間の救急医療体制として、病院群輪番制で小児救急医療支援事業、市内の在宅輪番制で小児時間外(初期救急)診療を行います。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	112	健康推進課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
6	うきうき 身体測定	<p>生後3ヶ月からの乳幼児の身長や体重測定を実施し、保護者が子どもの発育状況を気軽に確認できる機会とします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	113	こども政策 課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									

施策
3

食・運動・習慣などを通じた健康促進

三郷市健康増進・食育推進計画「すこやかみさと」の推進を中心に、様々な視点から健康づくりについて取り組みます。

主な事業・取組名		内容・方針	事業No.	担当部署									
1	地域の栄養 相談	<p>地区文化センターや児童センター等で、栄養士による食事・栄養に関する相談を行います。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	114	健康推進課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
2	保育所の食育 に関する取り組 みの推進	<p>「食事を通して子どもの生きる力を育む」(おいしく食べよう・楽しく食べよう)を目標に、各保育所の園庭で野菜の栽培、収穫、クッキング及び試食を行います。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	115	すこやか課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									

施策の方向Ⅰ 健康を支える

主な事業・取組名	内容・方針	事業No.	担当部署
3 学校における食生活・生活リズム教育の推進	<p>学校教育で、食事の正しい理解と望ましい食習慣、生活リズムの定着に向け、外部講師や養護教諭、栄養教諭等による授業を実施します。</p> <p>子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	116	指導課
4 乳幼児の食育推進	<p>乳幼児期から食に興味を持つもらえるよう、母子を対象に食体験を通した取り組みを実施します。</p> <p>子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	117	健康推進課
5 すこやかみさと健康体操	<p>三郷市民の歌「若い三郷」の軽やかなリズムに合わせ、口ずさみながら気軽に体操ができる「市民の体操」を推進します。</p> <p>子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	118	健康推進課
6 ウォーキングの推進	<p>ウォーキングコースの整備、啓発、インセンティブ付与など、モチベーションアップに努めます。</p> <p>子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	119	健康推進課

基本目標3 親子・若者の健康と子育てを応援する

施策の方向

2

障がいや、医療的ケアを要することどもを支援する

関連がある SDGs

3 すべての人に健康と福祉を

**施策がめざす姿**

- 障がいのあることどもと保護者への支援に努める。
- 障がいや医療的ケアを要することどもたちが希望を持ち、生き生きとしている。

現状と課題

- 医療的ケア、強度行動障がい、高次脳機能障がいを有することども等、支援を要することどもを受け入れる体制の整備が求められています。
- 障がいの有無に関わらず、新たな自分の可能性を引き出し、現在と未来に希望を持つきっかけづくりが必要です。
- 障がい理解の促進、相談支援体制の強化、障がい児への支援体制の構築などが課題となっています。
- 障がい児の参加・包容（インクルージョン）を推進し、様々な遊びなどを通じて、ことどもが互いに学び合う環境づくりが課題となっています。

施策の方向2 障がいや、医療的ケアを要するこどもを支援する

**施策
1**

支援体制の充実

「三郷市障がい者計画」、「三郷市障がい福祉計画」、「三郷市障がい児福祉計画」を推進し、障がいがあるかた等の地域生活支援、自立支援などに努めます。

主な事業・取組名	内容・方針	事業No.	担当部署									
1 相談支援体制の強化	<p>障がい児者に関する保健福祉の相談を総合的に受付け、関係機関と連携し各種サービスの利用につなげます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	120	障がい福祉課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
2 三郷市重症心身障害児等短期入所促進事業	<p>障がい児者の保護者等の休息や疾病、冠婚葬祭等により介護等ができない場合の支援の充実を図ります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	121	障がい福祉課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
3 通所施設及び短期入所施設の確保	<p>身体障がい児者や、重症心身障がい児者、医療的ケア児者等が通所できる施設の確保に努めます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	122	障がい福祉課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
4 雇用・就労の促進	<p>障がい者の就労支援に関する情報提供、啓発、相談、障がい福祉施設からの物品調達など総合的に支援します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	123	障がい福祉課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
5 しいのみ学園運営事業	<p>障がいのある就学前児童の機能回復訓練、基礎的な生活習慣習得のため、専門員が集団療育、生活指導等を行います。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	124	こども家庭センター
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
6 障がい者スポーツ・レクリエーション交流会	<p>障がい児者に向けてスポーツ・レクリエーションを通じた交流の機会をつくります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	125	スポーツ振興課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								

【関連】事業No.47～49 ユニバーサルなまちづくりの推進

事業No.159 インクルーシブ保育の推進

施策の方向2 障がいや、医療的ケアを要するこどもを支援する

施策
2

経済的負担の軽減

各種手当、助成、割引等を実施し、経済負担を軽減します。

主な事業・取組名	内容・方針	事業No.	担当部署									
1 障害福祉サービス給付事業	<p>児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所等の障害児福祉サービスの情報提供、利用支援、費用を給付します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	126	障がい福祉課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
2 障害児福祉手当	<p>精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活に常時介護を必要とする在宅のかたに手当を支給します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	127	障がい福祉課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
3 難聴児補聴器購入・修理費助成事業	<p>身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児の補聴器購入及び修理費用の一部を助成します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	128	障がい福祉課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
4 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	<p>小児慢性特定疾病児に合った適切な種類で容易に利用できる日常生活用具の全額又は一部費用を給付します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	129	障がい福祉課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
5 重度障害者居住改善整備費の補助	<p>下肢、体幹機能障がいがある重度身体障がい児者が暮らす居宅の玄関、トイレ、浴室等を生活しやすいうように改修する場合に、その費用の一部を補助します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	130	障がい福祉課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
6 民営バス運賃の割引	<p>障がい者等が民営バスを利用する場合の運賃割引を継続して行っていただけるよう、事業者に要請します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	131	都市デザイン課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								

施策の方向2 障がいや、医療的ケアを要するこどもを支援する

主な事業・取組名		内容・方針	事業No.	担当部署										
7	特別児童扶養手当	<p>精神または身体に一定の障がいのある20歳未満のこどもを育てているかたに手当を支給します。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">子支</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">児行</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">子若</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">貧困</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td style="text-align: center;">大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困		乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	132	障がい福祉課
子支	児行	子若	貧困											
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人										
8	自立支援医療費(育成医療)	<p>障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減します。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">子支</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">児行</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">子若</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">貧困</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td style="text-align: center;">大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困		乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	133	障がい福祉課
子支	児行	子若	貧困											
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人										
9	三郷市在宅心身障害児者一時介護委託料助成事業	<p>保護者が在宅での介護が一時的に困難となり、障がい児者の介護を委託した場合の介護料等の一部を助成します。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">子支</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">児行</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">子若</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">貧困</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td style="text-align: center;">大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困		乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	134	障がい福祉課
子支	児行	子若	貧困											
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人										
10	特別支援教育就学奨励費補助金事業	<p>児童・生徒が特別支援学級へ就学する際に、所得により、学用品費などを支給します。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">子支</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">児行</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">子若</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">貧困</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td style="text-align: center;">大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困		乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	135	学務課
子支	児行	子若	貧困											
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人										

基本目標3 親子・若者の健康と子育てを応援する

施策の方向

3

子育てに優しいサービスを提供する

関連がある SDGs



施策がめざす姿

- 子育てに関する不安を軽減する。
- 子育てにかかる経済的負担を軽減する。

現状と課題

- 核家族が増え、地域で子育てについて気軽に相談できる人が少なくなっています。インターネットで手軽に検索できるようになった反面、誤った情報もあふれ、自身が置かれている状況にマッチしないなど混乱することもあります。相談員が、話を聞き、状況に応じた情報を提供することが重要です。
- 子育て家庭では、養育費用、教育費用など経済負担が大きくなっています。特にひとり親家庭は経済的な悩みに直面している場合が多く、相対的貧困の格差が子どもの教育格差につながる恐れがあり、負の連鎖とならないためにも経済的な支援が求められています。

施策の方向3 子育てに優しいサービスを提供する

施策
1

子育てに関する相談体制の充実

子育てに関する各種相談に対応し、不安の解消や必要な支援につなげます。

主な事業・取組名	内容・方針	事業No.	担当部署									
1 妊娠から子育てに関する包括的な支援 (利用者支援事業)	<p>妊娠・出産・子育てに関する相談、地域の子育て支援施設や保育所等の利用に関する情報提供、相談対応を行います。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	136	こども家庭センター
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
2 相談訪問事業	<p>医師、心理士、作業療法士、保健師、栄養士が、乳幼児の発育・発達や育児に関する相談に応じます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	137	こども家庭センター
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
3 家庭児童相談室	<p>子どもの養育、家庭環境、心やからだ、虐待、子どもの権利など、子どもに関する問題について、家庭児童相談員が相談受付、助言、関係機関の紹介、訪問等を行います。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	138	こども家庭センター
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
4 養育支援訪問事業	<p>支援が必要な家庭を対象に、助産師等の訪問による養育指導・相談を実施します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	139	こども家庭センター
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
5 出産・子育て伴走型支援事業	<p>妊娠届出時から継続的に寄り添い、出産・育児等の見通しについての面談や情報発信、支援への接続等を行います。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	140	こども家庭センター
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
6 こども発達支援センター事業	<p>社会生活(家庭や集団生活)で、子どもの発達に不安や心配のある子どもの保護者の相談やアセスメント(現状の評価)を行い、支援につなげます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	141	こども家庭センター
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								

施策の方向3 子育てに優しいサービスを提供する

施策
2

子育ての経済支援、自立支援等

子育て家庭が、安定して、自立した生活を営めるよう、経済支援、相談、その他の支援を実施します。

主な事業・取組名		内容・方針	事業No.	担当部署									
1	児童手当支給事業	<p>児童の生活の安定、健全育成等を目的に、こどもを養育しているかたに手当を支給します。</p> <table border="1"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	142	こども家庭センター
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
2	子育て移動支援事業	<p>妊娠の外出時の移動を支援するため、タクシー利用費等を支給します。</p> <table border="1"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	143	こども家庭センター
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
3	子育て世帯訪問支援事業	<p>家事や育児等に不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラーがいる家庭等に、調理、洗濯、掃除等の家事支援、育児補助、保育所等の送迎等を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	144	こども家庭センター
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
4	母子生活支援施設入所相談	<p>母子家庭等の母が、生活や児童の養育が困難な場合に、母子生活支援施設に入所させ、母子の自立を支援します。</p> <table border="1"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	145	こども家庭センター
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
5	母子家庭等自立支援給付金事業	<p>ひとり親家庭の父母等が、就職を目指して資格取得する場合の講座の費用や生活費を支給します。</p> <table border="1"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	146	こども家庭センター
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
6	母子及び父子・寡婦福祉資金貸付相談	<p>埼玉県のひとり親家庭等への資金貸付相談を市窓口で受け付け、経済的自立や扶養する児童の福祉の増進を図ります。</p> <table border="1"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	147	こども家庭センター
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									

施策の方向3 子育てに優しいサービスを提供する

主な事業・取組名		内容・方針	事業No.	担当部署
7	ひとり親家庭等 医療費支給 事業	<p>ひとり親家庭、父又は母が障がい者である家庭等の子どもが医療機関にかかった場合、医療費の一部を支給します。</p> <p>子支 児行 子若 貧困</p> <p>乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	148	こども家庭 センター
8	児童扶養手当 支給事業	<p>父又は母と生計を同じくしていない子どもを監護するひとり親等に手当を支給します。</p> <p>子支 児行 子若 貧困</p> <p>乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	149	こども家庭 センター

【関連】事業No.8 訪問型家庭支援事業

事業No.13 生活困窮者支援制度

事業No.21 福祉に関する総合相談

施策の方向3 子育てに優しいサービスを提供する

施策
3

保育施設等の充実

必要な保育施設数を確保するとともに、サービスの充実と適切な施設運営を支援します。
その他、子育て関連施設整備・環境改善等に努めます。

主な事業・取組名	内容・方針	事業No.	担当部署									
1 保育所入所事務	<p>保育需要の動向を見極めながら、必要な保育量を確保し、利用希望者の保育所等入所手続きをします。</p> <table border="1"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	150	すこやか課 こども政策課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
2 地域型保育事業の運営支援	<p>地域型保育事業者（小規模保育事業等）に給付費や補助金を交付し、運営を支援します。</p> <table border="1"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	151	すこやか課 こども政策課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
3 送迎保育の実施	<p>送迎ステーションで児童を預かり、専用バスで市内の保育所（園）へ送迎します。</p> <table border="1"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	152	すこやか課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
4 延長保育の推進	<p>やむを得ない事由により、保育必要時間を超える保育が必要となった場合に、延長して利用できるようにします。</p> <table border="1"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	153	すこやか課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
5 一時保育の推進	<p>やむを得ない事由による場合や保護者がリフレッシュを図る場合に、一時保育を実施します。</p> <table border="1"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	154	すこやか課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
6 病児・病後児保育の実施	<p>児童が病気にかかり、保護者が就労等で、家庭で保育困難な場合に一時的に預かり保育します。</p> <table border="1"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	155	すこやか課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								

施策の方向3 子育てに優しいサービスを提供する

主な事業・取組名		内容・方針	事業No.	担当部署									
7	巡回相談の実施	<p>市内保育所等を巡回し、気がかりな子や保育全般の保育プログラム、研修支援等を行い、保育の質の向上を推進します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	156	すこやか課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
8	保育所園庭開放の推進	<p>地域に開かれた保育所として、園庭開放を実施し、未就園児に集団を体験してもらい、保育所を身近に感じてもらいます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	157	すこやか課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
9	地域コンサルテーション(巡回相談)事業	<p>作業療法士、心理士等の専門員が、保育所・幼稚園等を巡回し、発達が気になるこどもへの対応方法について保育士等と共に考え、支援します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	158	こども家庭センター
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
10	インクルーシブ保育の推進	<p>障がい児等も健常児も一緒に保育を受けることができるインクルーシブ保育を、関係機関と連携して推進します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	159	すこやか課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
11	こども誰でも通園制度	<p>0歳児から満3歳未満のこどもを気軽に預け、こどもが他者と関わる機会を提供するとともに、保護者の心理的、身体的負担を軽減します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	160	すこやか課 こども政策課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									
12	こども・子育て関連施設・設備の整備	<p>こども・子育て支援機能強化や関連施設の環境改善のため、空調・電気・建物の老朽化やICT化への適切な対応をはじめ、必要な設備の設置や改修など施設整備に努めます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	161	関係各課
子支	児行	子若	貧困										
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人									

施策の方向3 子育てに優しいサービスを提供する

施策
4

子育てサービス・情報の充実

多様化する家庭環境に対応する子育てサービスの充実と、分かりやすい情報発信に努めます。

主な事業・取組名	内容・方針	事業No.	担当部署
1 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	<p>乳幼児から小学生までの児童を、預けたい会員と預かりたい会員同士の相互援助活動の連絡・調整等を行います。</p> <p>子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	162	こども家庭センター
2 緊急サポートセンター活用型児童等短期宿泊等助成事業	<p>小学生までの児童を養育することが一時的に困難になった保護者の緊急サポートセンターの利用額を助成します。</p> <p>子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	163	こども家庭センター
3 赤ちゃんの駅	<p>乳児のいる子育て家庭が市内での外出をしやすいよう、公共施設等にオムツ替えや授乳ができるスペースを設けます。</p> <p>子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	164	こども家庭センター
4 子育て応援団体の育成	<p>児童館や子育て支援拠点施設で、民生委員・児童委員、市民子育て支援団体と協働で子育て支援の事業を行います。</p> <p>子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	165	こども政策課
5 子育て応援ガイド「にこにこ」の発行	<p>市の子育てサービスの情報をまとめた、子育て応援ガイドブックを発行し、サービス内容を分かりやすく伝えます。</p> <p>子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	166	こども家庭センター
6 こども・子育てに関する情報発信の充実	<p>市ホームページ、SNS、冊子などの様々なツールを活用し、市民等に分かりやすい情報発信に努めます。</p> <p>子支 児行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人</p>	167	関係各課

施策の方向3 子育てに優しいサービスを提供する

施策 5

親子・保護者交流の推進

子育てに関する様々な悩みや問題をひとりで抱え込まないために、親子や保護者交流の場を提供します。

主な事業・取組名	内容・方針	事業No.	担当部署									
1 地域子育て支援拠点事業	<p>概ね0～3歳の乳幼児をもつ子育て中の親子が気軽に集い、交流や相談を行う場の提供を行います。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	168	こども家庭センター
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
2 子育てサークル団体の育成、支援	<p>子育て支援センター事業で立ちあがったサークル団体に対して、活動等についてアドバイスや支援を行います。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	169	こども家庭センター
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
3 子育て自主企画応援事業	<p>子育て支援団体が実施する「子育てフェスタ」を後援し、保護者交流の場を提供します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	170	こども家庭センター
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
4 児童館交流事業	<p>児童館を活用し、こども、親子、支援者等が交流し情報交換などができる機会をつくります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	171	こども政策課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
5 親の学習推進事業	<p>保護者同士が悩みを共有したり、解決のヒントを話し合いの中から見出す学習プログラムを実施します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	172	青少年課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								
6 赤ちゃんひろば	<p>民生・児童委員等と協力し、乳幼児の親子が気軽に集まる居場所として、遊び、参加者同士の交流、相談などを行います。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>子支</td> <td>児行</td> <td>子若</td> <td>貧困</td> </tr> <tr> <td>乳幼</td> <td>小学</td> <td>中学～17歳</td> <td>18歳以上</td> <td>大人</td> </tr> </table>	子支	児行	子若	貧困	乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人	173	生涯学習課
子支	児行	子若	貧困									
乳幼	小学	中学～17歳	18歳以上	大人								

計画策定の概要
三郷市の状況
計画の基本的な考え方
量の見込、確保方策
施策の展開
基本目標1 基本目標2 基本目標3

計画の推進
一体とした
計画
資料

第6章 計画の推進

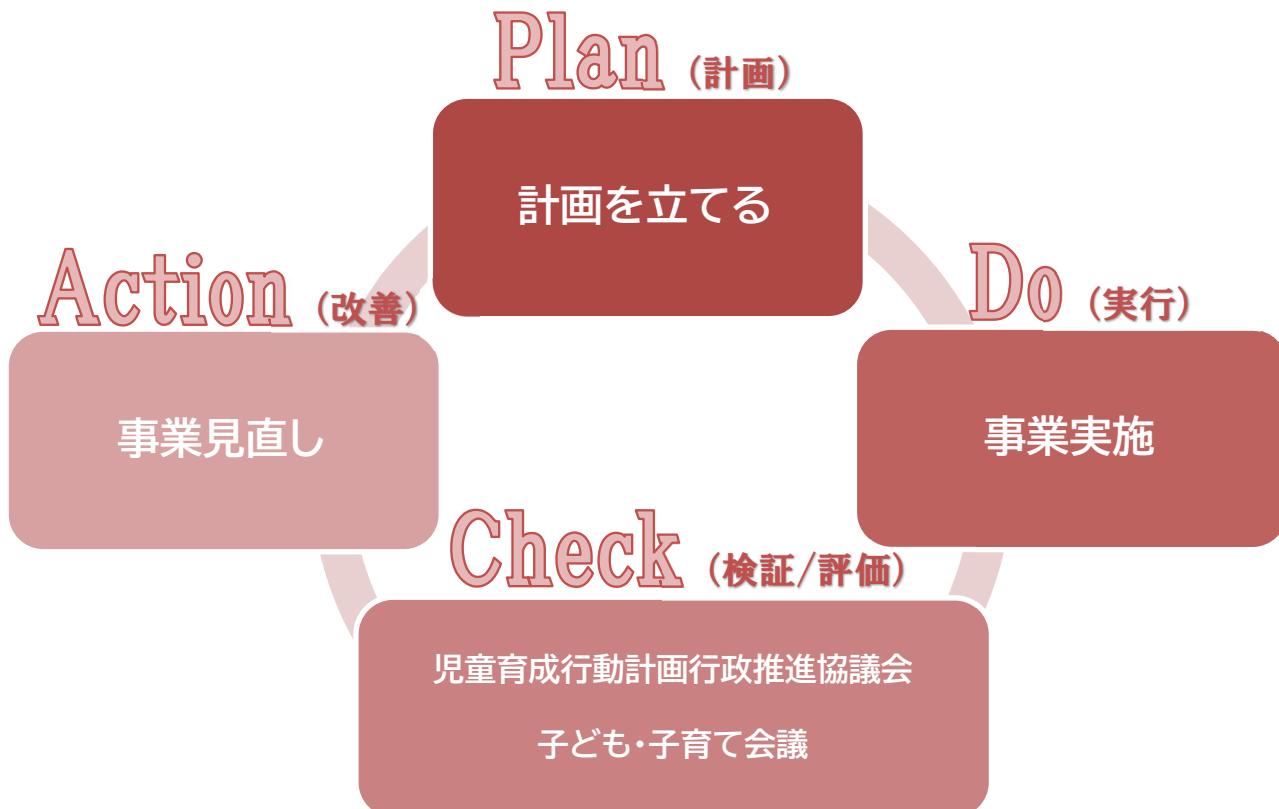
Ⅰ 計画の進捗管理

I 計画の進捗管理

関係各課相互の連携を強化し、各計画を一体として各種施策の総合的かつ効果的な実現を図ります。また、本計画（本冊）と一体を成すものとして別冊を作成し、事業の詳細や具体的な内容については別冊において、事業の進捗状況や時勢等に応じて隨時見直しを行えるものとします。

第3次みさとこどもにこにこプラン（こども計画）※別冊含む	こども政策課
子ども・子育て支援事業計画	こども政策課
児童育成行動計画 (母子保健を含む成育医療等に関する計画)	こども政策課 (こども家庭センター)
こども・若者計画	青少年課
子どもの貧困対策計画	こども政策課

計画の実施状況について検証や評価分析等を毎年行います。



第7章 一体とした計画

市町村こども計画である本計画は、こども施策に関する次の計画を一体のものとして作成しています

- 1 子ども・子育て支援事業計画
- 2 児童育成行動計画（母子保健を含む成育医療等に関する計画含む）
- 3 こども・若者計画
- 4 こどもの貧困対策計画

| 子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画で、「子ども・子育て支援法」に基づき策定します。

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、支援希望者の「量の見込み」を整理し、その見込みに対する「確保方策」を計画します。

■保育施設等（子どものための教育・保育）

1, 認定こども園	5, 家庭的保育事業者
2, 幼稚園	6, 居宅訪問型保育事業者
3, 保育所	7, 事業所内保育事業者
4, 小規模保育事業者	

■地域子ども・子育て支援事業

1. 利用者支援
2. 地域子育て支援拠点事業
3. 妊婦健康診査
4. 乳児家庭全戸訪問事業
5. 養育支援訪問事業
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)
6. 子育て短期支援事業
7. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)
8. 一時預かり事業
9. 延長保育事業
10. 病児保育事業
11. 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
14. 子育て世帯訪問支援事業
15. 児童育成支援拠点事業
16. 親子関係形成支援事業
17. 妊婦等包括相談支援事業
18. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
19. 産後ケア事業

2 児童育成行動計画 (母子保健を含む成育医療等に関する計画含む)

次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための、子どもと子育て家庭への支援、環境整備等についての「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画であり、「行動計画策定指針」が示されています。

市町村は、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、次世代育成支援対策の実施等に関する計画(市町村行動計画)を策定することができる。

■策定に当たっての基本的な視点(子ども大綱における次の各項目)

第2 子ども施策に関する基本的な方針

第3 子ども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通した重要事項

(2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着)

(5)障害児支援・医療的ケア児等への支援

(6)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援(社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援)

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

第4 子ども施策を推進するために必要な事項

1 子ども・若者の社会参画・意見反映

(4)多様な声を施策に反映させる工夫

2 子ども施策の共通の基盤となる取組

(1)「子どもまんなか」の実現に向けたEBPM

(2)子ども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

■計画の内容に関する事項

1. 地域における子育ての支援

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

4. 子育てを支援する生活環境の整備

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進等

6. その他(結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進、子どもの安全の確保、要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進等)

■「母子保健を含む成育医療等に関する計画」について

成育基本法に基づき、成育医療等基本方針を踏まえて母子保健対策の推進施策や評価指標等を定める計画であり、対象者等が重なるため、本市では、児童育成行動計画の一部として位置づけます。

3 こども・若者計画

こども・若者の健やかな育成と社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について、総合的なこども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とし「子ども・若者育成支援推進法」に基づき策定する計画です。

市町村は、大綱等を勘案して、当該市町村の区域内におけるこども・若者育成支援についての計画を定めるよう努めるものとする。

■子ども・若者育成支援推進法 基本理念

1. 一人ひとりの子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
2. 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
3. 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
4. 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
5. 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
6. 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
7. 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上で困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

■ 「子ども・若者育成支援推進大綱」に定めるべき事項 ※こども大綱に一元化

1. 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針
2. 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項
 - イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
 - ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
 - ハ 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上で困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援に関する事項
3. イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項
4. 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
5. 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
6. 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
7. 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
8. 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
9. 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

4 こどもの貧困対策計画

こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とし、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づき策定する計画です。

市町村は、大綱等を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

■基本理念

1. こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。
2. こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。
3. こどもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、こども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。
4. こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。
5. こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。
6. こどもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

■ 「子どもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」に定めるべき事項

※子ども大綱に一元化

1. 子どもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な方針
2. 子どもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、ひとり親世帯の養育費受領率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
3. 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困の解消に向けた対策に関する事項
4. 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
5. 子どもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価並びに当該施策の効果を評価するために必要な指標の調査及び研究その他の子どもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の推進体制に関する事項
6. 政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にある子ども及びその家族、学識経験者、子どもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
7. 子ども基本法第九条第一項の規定により定められた同項の子ども大綱のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた大綱とみなす。
8. 「子どもの貧困率」、「ひとり親世帯の貧困率」、「ひとり親世帯の養育費受領率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

資料

- 1 各部事業一覧
- 2 こどもまんなか応援サポーター宣言
- 3 三郷市子ども・子育て会議条例
- 4 三郷市子ども・子育て会議
- 5 三郷市児童育成行動計画行政推進協議会規程
- 6 策定経過

| 各部事業一覧

第5章「施策の展開」の事業No.と連動しています

主な事業・取組名	内容・方針	事業No.	担当部署
こどもまんなか 応援サポーター	全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するために出来ることを検討・実行し、社会全体の意識改革を後押しします。 子支 呉行 子若 貧困 乳幼 小学 中学～17歳 18歳以上 大人	38	関係各課 こども政策 課



(1) 複数の関係部署で実施することが望ましい事業・取組		事業No.
関係各課	1) 意見聴取・意見反映の取組	5
	2) ヤングケアラーへの支援	10
	3) 児童福祉施設等における防犯対策強化	25
	4) 災害に強い施設づくりの推進	35
	5) 児童福祉施設の災害対応マニュアル等の整備	36
	6) 防災教育	37
	7) こどもまんなか応援サポーター	38
	8) 官・民・学連携の推進	39
	9) ユニバーサルデザインの推進	47
	10) 情報バリアフリーの推進	49
	11) 結婚新生活支援	51
	12) 多言語への対応	53
	13) 国際交流の推進	54
	14) こどもの居場所づくりの推進	64
	15) 幼・保・小・中の連携	94
	16) 出前講座	95
	17) こども・子育て関連施設・設備の整備	161
	18) こども・子育てに関する情報発信の充実	167
(2) 総務部		事業No.
人権・男女共同参画課	1) 男女共同参画の情報発信	40
	2) 女性相談	41
	3) ワーク・ライフ・バランスの啓発	43
	4) 育児休業・介護休業制度の普及の啓発	44
	5) 企業担当者向け啓発活動	45
(3) 危機管理防災課		事業No.
危機管理防災課	1) 地域防災の推進	34
(4) 市民生活部		事業No.
生活安全課	1) 防犯のまちづくりの推進	22
	2) 交通安全教室	28

	3) 通学時の交通安全指導	29
	4) 路面標示設置	30
	5) 道路照明灯設置	31
クリーンライフ課	1) 親子環境教室	76
	2) 出前講座(環境学習)	95
(5) 地域振興部		事業No.
市民活動支援課	1) 外国人への通訳・情報提供	52
	2) 世代を超えた人々がつながる機会の創出	71
商工観光課	1) ワーク・ライフ・バランスの啓発	43
	2) 育児休業・介護休業制度の普及の啓発	44
	3) 企業担当者向け啓発活動	45
	4) 労働等に関する相談事業	46
スポーツ振興課	1) 巡回軽スポーツ事業	72
	2) 総合体育館事業	73
	3) 補助金交付団体の主催事業(スポーツ少年団等)	74
	4) 障がい者スポーツ・レクリエーション交流会	125
(6) いきいき健康部		事業No.
健康推進課	1) 自殺防止対策の推進	19
	2) SOSの出し方に関する教育	20
	3) 乳幼児期の予防接種	111
	4) 小児救急医療対策	112
	5) 地域の栄養相談	114
	6) 乳幼児の食育推進	117
	7) すこやかみさと健康体操	118
	8) ウォーキングの推進	119
国保年金課	1) 三郷市国民健康保険出産育児一時金の支給	105
	2) 三郷市国民健康保険出産費資金の貸付	106
	3) 産前産後期間の国民健康保険税免除	107
(7) 福祉部		事業No.
ふくし総合支援課	1) ヤングケアラーへの支援	10
	2) 子どもの学習・生活支援事業	12
	3) 生活困窮者支援制度	13
	4) 福祉に関する総合相談	21
障がい福祉課	1) 障がい等についての理解促進	3
	2) 情報バリアフリーの推進	49
	3) 相談支援体制の強化(障がい児者の保健福祉)	120
	4) 三郷市重症心身障害児等短期入所促進事業	121
	5) 通所施設及び短期入所施設の確保	122
	6) 雇用・就労の促進(障がい者就労)	123

	7) 障害福祉サービス給付事業	126
	8) 障害児福祉手当	127
	9) 難聴児補聴器購入・修理費助成事業	128
	10) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	129
	11) 重度障害者居宅改善整備費の補助	130
	12) 特別児童扶養手当	132
	13) 自立支援医療費(育成医療)	133
	14) 三郷市在宅心身障害児者一時介護委託料助成事業	134
(8)こども未来部		事業No.
こども政策課	1) こどもまんなか応援ソーター	38
	2) 父親の子育て参加の促進	42
	3) 結婚支援	50
	4) 結婚新生活支援	51
	5) 民間団体等による子どもの居場所活動支援	65
	6) 児童館運営事業	66
	7) 認定こども園の運営支援	88
	8) うきうき身体測定	113
	9) 保育所入所事務(量の確保)	150
	10) 地域型保育事業の運営支援	151
	11) こども誰でも通園制度	160
	12) 子育て応援団体の育成	165
	13) 児童館交流事業	171
こども家庭センター	1) 広報・啓発活動(児童虐待防止)	6
	2) 通報システムの確立(児童虐待防止)	7
	3) 訪問型家庭支援事業	8
	4) 要保護児童対策地域協議会	9
	5) 児童等配食サービス事業	11
	6) 父親の子育て参加の促進	42
	7) 妊産婦健康診査等事業	99
	8) 助産施設入所相談	100
	9) 未熟児養育医療費支給事業	101
	10) 産後ケア事業	102
	11) 母子健康教育事業	103
	12) 乳児家庭全戸訪問(ここにちは赤ちゃん)事業	104
	13) 乳幼児健康診査	108
	14) 健康診査未受診状況調査	109
	15) こども医療費支給事業	110
	16) いいのみ学園運営事業	124
	17) 妊娠から子育てに関する包括的な支援(利用者支援事業)	136

	18) 相談訪問事業	137
	19) 家庭児童相談室	138
	20) 養育支援訪問事業	139
	21) 出産・子育て伴走型支援事業	140
	22) こども発達支援センター事業	141
	23) 児童手当支給事業	142
	24) 子育て移動支援事業	143
	25) 子育て世帯訪問支援事業	144
	26) 母子生活支援施設入所相談	145
	27) 母子家庭等自立支援給付金事業	146
	28) 母子及び父子・寡婦福祉資金貸付相談	147
	29) ひとり親家庭等医療費支給事業	148
	30) 児童扶養手当支給事業	149
	31) 地域コンサルテーション(巡回相談)事業	158
	32) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	162
	33) 緊急サポートセンター活用型児童等短期宿泊等助成事業	163
	34) 赤ちゃんの駅	164
	35) 子育て応援ガイド「にこにこ」の発行	166
	36) 地域子育て支援拠点事業	168
	37) 子育てサークル団体の育成、支援	169
	38) 子育て自主企画応援事業	170
すこやか課	1) 認定こども園の運営支援	88
	2) 保育所の食育に関する取り組みの推進	115
	3) 保育所入所事務	150
	4) 地域型保育事業の運営支援	151
	5) 送迎保育の実施	152
	6) 延長保育の推進	153
	7) 一時保育の推進	154
	8) 病児・病後児保育の実施	155
	9) 巡回相談の実施	156
	10) 保育所園庭開放の推進	157
	11) インクルーシブ保育の推進	159
	12) こども誰でも通園制度	160
(9)建設部		事業No.
道路課	1) 歩道整備事業	32
河川課	1) 水路上部歩道活用事業	33
(10)まちづくり推進部		事業No.
都市デザイン課	1) バスの乗り方教室の開催	77
	2) 民営バス運賃の割引	131

みどり公園課	1) 公園施設のバリアフリー化及びインクルーシブ化 2) 公園の整備 3) 公園施設の維持管理 4) 花と緑を生かした場所の創造	48 78 79 80
(11)学校教育部		事業No.
教育総務課	1) 私立幼稚園への補助金交付事業 2) 放課後児童クラブ運営の充実	89 96
学務課	1) 交通遺児奨学金支給事業 2) 準要保護児童生徒就学援助(学校給食費) 3) 要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給事業(学用品費等) 4) 学校司書 5) 特別支援教育就学奨励費補助金事業	14 15 16 82 135
指導課	1) 学校人権教育 2) いじめ不登校対策事業 3) 教育相談 4) 情報モラル教育の推進 5) 性に関する指導の充実 6) 喫煙、飲酒、薬物乱用の防止教育の推進 7) おもしろ遊学館事業 8) 学力向上推進事業 9) 学校における夢応援プロジェクト 10) 体力の向上 11) 就学支援委員会 12) 幼・保・小・中の連携 13) 学校における食生活・生活リズム教育の推進	2 17 18 26 62 63 75 90 91 92 93 94 116
(12)生涯学習部		事業No.
生涯学習課	1) 人権セミナー 2) 放課後子ども教室推進事業 3) 赤ちゃんひろば	1 97 173
青少年課	1) 少年の主張大会の推進 2) 子ども110番の家 3) 子ども見守り活動 4) 情報モラルの周知・啓発 5) 青少年育成事業 6) 青少年育成団体補助事業等 7) 青少年育成団体運営支援 8) 青少年問題協議会 9) 非行・被害防止啓発事業 10) 子供・若者育成支援啓発事業	4 23 24 27 55 56 57 58 59 60

	11) 集まれみさとの子	61
	12) こどもフォーラム	67
	13) ふれあい交流事業	68
	14) 青少年団体育成・支援	69
	15) 二十歳のつどい	70
	16) 校庭の遊び場開放事業	98
	17) 親の学習推進事業	172
日本一の読書のまち推進課	1) 子ども司書	81
	2) ブックトーク	83
	3) ブックスタート事業	84
	4) らんどせるブックよもよも事業	85
	5) ホップステップジャンプ事業	86
	6) 図書館事業	87

2 こどもまんなか応援サポーター宣言

私は、子育てに優しいまちを目指し、子育て家庭とこどもをまんなかにしたまちづくりを推進することを宣言します。

この度、国は、「こどもまんなか社会」を打ち出し、「こどもまんなか応援サポーター」の参加を呼び掛けています。

こどもたちは、三郷市の未来を創る希望そのものです。私は、こどもまんなか応援サポーターの一員として、こどもを真ん中に据えたまちづくりを推進してまいります。

これまで、本市では、「第5次三郷市総合計画」に基づき、「質の高い教育と切れ目ない子育て支援の強化（子どもたちの成長を見守る・夢を育む）」を、まちづくりの重点テーマとし、「子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり」を推進してまいりました。

本市は、子ども・子育ての施策に取り組むとともに、こどもや若者、誰もが夢と希望を持ち、挑戦し続けることを全力で応援します。

これからも、皆様と一緒に力を合わせ、「ふるさと三郷 みんながほほえむまちづくり」を推進するとともに、安全・安心なまちづくりを進めてまいります。皆様には、ご協力を賜りますようどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

令和5年9月1日

三郷市長 木津 雅晟

3 三郷市子ども・子育て会議条例

■三郷市子ども・子育て会議条例

平成25年6月17日
条例第19号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、三郷市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 法第72条第1項各号に規定する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 公募による市民

(5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)を招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和48年条例第2号)の一部を次のように改正する。

～中略～

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

4 三郷市子ども・子育て会議

■第6期 三郷市子ども・子育て会議委員名簿

(任期 令和5年8月1日～令和7年7月31日)

(敬称略)

番号	条例3条2項 該当号	推薦母体等	委員名	備考
1	第1号	三郷市立保育所保護者	佐藤 拓	
2	第1号	三郷市私立幼稚園父母会	杉橋 祐佳	
3	第1号	三郷市PTA連合会	市川 大五	
4	第2号	三郷市私立幼稚園協会	豊田 圭樹子	
5	第2号	三郷市私立保育園協会	多田 郁子	
6	第2号	事業従事者	岩瀬 歩	
7	第3号	三郷市医師会	杉浦 正俊	
8	第3号	三郷市民生委員・児童委員協議会	小川 君枝	
9	第3号	三郷市母子愛育会	高橋 知恵子	
10	第3号	学識経験者	岡田 耕一	会長
11	第3号	学識経験者	佐野 常治	
12	第3号	学識経験者	佐々木 六男	副会長
13	第3号	学識経験者	小林 照男	
14	第4号	公募による市民	船引 純	
15	第4号	公募による市民	高野 夏樹	

■ 諒問

諒問書

三郷市子ども・子育て会議
会長 岡田 耕一 様

三郷市子ども・子育て会議条例第2条に基づき、下記の事項について、貴会議に諒問します。

記

1. 三郷市子ども・子育て会議条例第2条第2号に関するこ

「(仮称) 第3次 みさと こども にこにこプラン」について

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員
- (3) 計画の施策及び推進等について

令和5年11月14日

三郷市長 木津 雅威



■答申

令和7年2月18日

三郷市長 木津 雅晟 様

三郷市子ども・子育て会議
会長 岡田 耕一 

「第3次みさとこどもにこにこプラン」策定について（答申）

令和5年11月14日付けで諮詢のあった「第3次みさとこどもにこにこプラン」策定について、本会議で慎重に審議した結果を次のとおり答申します。

答 申

「第3次みさとこどもにこにこプラン（案）」については、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」として、近年のこども・子育てをめぐる社会の動きや、三郷市の状況をふまえて、議論を重ねてきました。本会議で慎重に審議を重ねた結果、概ね妥当と認めます。

なお、審議の過程で意見、要望等があったため計画の運用について別紙のとおり付記します。

別 紙

- こども達の意見をできるだけ吸い上げて取り入れられるよう努められたい。
- 子育て情報について、伝えきれていない部分についてはぜひ改善されたい。
- 子育ての悩み、しつけ、遊ばせ方、食事、栄養などについての情報発信についても努められたい。
- 幼保小の連携により、子どもの育ちの継続的な擁護・支援をされたい。
- 子どもの声やパブリック・コメントの意見がどこに反映されているのか、明記し、分かりやすくされたい。
- 外国人が増えているので、異文化交流や体験について具体的に盛り込み推進されたい。
- 「格差」には様々あり、教育や情報の格差も大きいため、支援施策については具体的に盛り込み推進されたい。
- 保育需要について、今後は必要量が減少し余剰が予測されることから、余らせるのではなく、地域差も考慮しつつ活用や縮小についても検討されたい。
- いじめについて、子ども同士だけでなく、おとなの対応による場合も想定し、起きてからの対策だけでなく、いじめる理由に着目した事前の対策にも努められたい。
- 進捗管理をするにあたり、指標を設定するなど評価方法についても工夫されたい。

5 三郷市児童育成行動計画行政推進協議会規程

○三郷市児童育成行動計画行政推進協議会規程

平成15年10月7日

訓令第14号

三郷市児童育成計画策定行政推進協議会規程(平成13年訓令第17号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づき、三郷市児童育成行動計画を策定し、実施することに關し、関連各課との連絡調整を図り、子育て支援の総合的かつ効果的な施策を推進するため、三郷市児童育成行動計画行政推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議検討する。

- (1) 三郷市児童育成計画を踏まえた三郷市児童育成行動計画の策定に關すること。
- (2) 三郷市児童育成行動計画の推進に關すること。
- (3) 三郷市児童育成行動計画の事後評価及び見直しに關すること。
- (4) その他児童育成に關すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 人権・男女共同参画課長
- (2) 生活安全課長
- (3) クリーンライフ課長
- (4) 市民活動支援課長
- (5) 商工観光課長
- (6) スポーツ振興課長
- (7) 健康推進課長
- (8) 国保年金課長
- (9) ふくし総合支援課長
- (10) 障がい福祉課長
- (11) こども政策課長
- (12) こども家庭センター長
- (13) すこやか課長
- (14) 道路課長
- (15) 河川課長
- (16) 都市デザイン課長
- (17) みどり公園課長
- (18) 教育総務課長
- (19) 学務課長
- (20) 指導課長

- (21) 生涯学習課長
- (22) 青少年課長
- (23) 日本一の読書のまち推進課長
- (24) 前各号に定める者のほか、市長が指名する者
(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、こども政策課長とし、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 会長は、会議を招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 協議会の所掌事項に関し、資料作成等の作業を行うため、児童育成行動計画作業部会
(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、会長が任命した者をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出する。

5 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故
があるときは、その職務を代理する。

6 部会の会議は会長が招集し、部会長は会議の議長となる。

7 部会長は、部会で作業した内容を、速やかに会長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月29日訓令第5号)抄

(施行日)

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月15日訓令第14号)

～中略～

附 則(令和6年3月29日訓令第7号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

6 策定経過

年月	経過内容
令和5年12月	三郷市子ども・子育てニーズ調査等実施 (令和6年1月10日まで実施)
令和6年 1月	三郷市子ども・子育てニーズ調査の集計・分析 (令和6年6月まで)
令和6年 6月	第1回 子ども・子育て会議(骨子案の決定)
令和6年 7月	児童育成行動計画行政推進協議会
令和6年 8月	第2回 子ども・子育て会議(原案の決定)
令和6年10月	児童育成行動計画行政推進協議会
令和6年11月	第3回 子ども・子育て会議(パブリック・コメント 計画案の決定)
令和6年12月	パブリック・コメントの実施 (令和6年12月24日～令和7年1月28日)
令和7年 2月	第4回 子ども・子育て会議

第3次みさとこどもにこにこプラン

令和7年3月

発行：三郷市こども未来部こども政策課

〒341-8501 埼玉県三郷市花和田 648-1

電話：048-953-1111（代表）／048-930-7816（直通）

FAX：048-953-7093

E-mail：kodomoseisaku@city.misato.lg.jp

URL：<http://www.city.misato.lg.jp/>



三郷市キャラクター「かいちゃん & つぶちゃん」